ドイツの青少年保護法 一酒、たばこ、有害メディアの規制

戸田 典子

【目次】

はじめに

- I 青少年保護の枠組み
- Ⅱ 青少年保護法
- 1 原則
- 2 改正経過
- Ⅲ 公共の場所における保護
 - 1 飲食店、ディスコ等
 - 2 酒、たばこ
- IV メディア領域における保護
 - 1 パッケージメディアの規制
 - 2 青少年の発達を損なうパッケージメディア一映画、ゲーム
 - 3 テレメディアの規制
 - 4 青少年に有害なメディア

おわりに

はじめに

ドイツでは、青少年をその人格的な発展や社会への統合を妨げる危険から保護するための立法は、国家の任務としてとらえられ、プロイセン時代に遡る長い歴史をもっている。ドイツ連邦共和国基本法(憲法。以下、「基本法」)第6条第2項は、親が子を世話し養育する権利と義務を有することを定め、義務の遂行の監視を国家共同体の任務としている。青少年の健全育成のための法律である社会法典第8編「児童及び少年の援助」も、青少年が「自己の発達を促進する権利及び責任感と社会性を有する人格へと養育される権利」をもつこと(第1条第1項)を定め、この権利を実現するために、「児童及び少年を、その健全性を脅かす危険から保護する」(第1条第3項第3号)ことを定めている。

最も早く規制の対象となった「危険」として、

職場における過重労働がある。過重労働からの保護のための法規は、プロイセン時代の規則に始まり、1976年の年少労働者保護法に至っている。「危険」は、酒、たばこ、麻薬など「古典的」なものから、近年重要性を増しているメディアの領域での危険まで、社会の変化とともにその範囲を広げている。

現在、青少年保護法規としては、上記の社会 法典第8編、少年裁判所法等多数の法規が挙げ られる。青少年の性的虐待を規制する刑法上の 規定もこれに含まれる。これらのうち、青少年 保護法、青少年メディア保護州間協定及び年少 労働者保護法が「狭義の」青少年保護法規とい われる。本稿ではこのうち青少年保護法を紹介 し、必要に応じて青少年メディア保護州間協定 に言及する。

I 青少年保護の枠組み

青少年保護法及び青少年メディア保護州間協 定は、公共の場所における保護と、メディア領 域における保護を定めている。

保護の対象は、青少年保護法第1条第1項及び青少年メディア保護州間協定第3条第1項がそれぞれ定義している、「児童」(Kind. 14歳未満)及び「少年」(Jugendlicher. 14歳以上18歳未満)である。「青少年」(Jugend)という語は定義されていないが、これらの法規においては児童及び少年を総称して、18歳未満の者を表している。

公共の場所における保護とは、青少年が飲食店やディスコ等に滞在することの規制、公共の場所での青少年に対する酒、たばこの提供の規制等であり、2003年4月1日に施行された青少年保護法が定めている(たばこ自動販売機の規制のみ2007年1月1日施行)。

メディア領域における青少年保護のために、 連邦制のドイツでは、連邦法である青少年保 護法と、州の間で締結された青少年メディア保 護州間協定が、それぞれの所管するメディアに ついて青少年に有害なものを規制している。青 少年保護法の対象となるのは、紙、CD、DVD、 ブルーレイディスク等の物的な媒体に記録され た、図書、雑誌、映画、音楽、ゲーム等のオフ ラインメディアである。これらは、「パッケージ メディア」(Trägermedien.「携帯メディア」とも 訳される)と総称される。青少年メディア保護 州間協定の対象となるのは、オンラインメディ アである放送及びインターネットで提供される サービス(ネットショップ、検索サービス等) である。オンラインメディアから放送を除いた ものを、「テレメディア」(Telemedien)と総称す る。青少年メディア保護州間協定は2002年9月 13日に各州首相により署名され、2003年3月中 に各州議会で批准され、青少年保護法と同時に 2003年4月1日に発効した。青少年保護法と青 少年メディア保護州間協定により、すべてのメ ディアについて、統一した基準により、青少年 保護がはかられる体制になっている。

以上で述べた青少年保護の枠組み一保護の領 域と各領域に対応する法規一を図示すると、図 1のとおりである。

図1 青少年保護の枠組み

公共の場所	メディア領域		
飲食店、ディスコ等酒、たばこ	パッケージメディ ア (図書、雑誌、 映画、CD、DVD、 ゲームソフト)	ンターネット上	
		放送	

→ 青少年メディア → 保護州間協定 - 青少年保護法

出典:筆者作成。

Ⅱ 青少年保護法

1 原則

青少年保護法が保護の対象とするのは、児童 及び少年である(青少年保護法(以下、同法に ついては法律名を省略する)第1条第1項)。た だし、結婚している少年については、規定の一 部は適用されない(第1条第5項)。結婚してい る青少年に適用されない規定とは、飲食店、ディ スコ等での滞在、酒、たばこの規制、映画やゲー ムの年齢制限等を定めている第2条から第14条 までの規定である。しかし、青少年に有害な (jugendgefährdend)メディアの提供を禁じる第 15条は、結婚している青少年にも適用される。

メディアの規制と表現の自由の問題につい て、基本法は、意見表明の権利を保障する(基 本法第5条第1項)一方で、この権利は一般的な 法律の規定、青少年保護の法律の規定及び個人 の名誉の権利により制限されると明記している (同第5条第2項)。ただし、芸術の自由(同第 5条第3項)はこの制限には服さない。しかし、 連邦憲法裁判所は、競合する憲法上の諸価値-人格の自由な発展(同第2条第1項)、家族の保 護(同第6条第1項)、両親が子を養育する権利 (同第6条第2項)と比較考量した上で、芸術の 自由が制限を受けることもあり得る、という見 解を示している。基本法第5条第2項と第6条第 2項の規定により、青少年の保護は「憲法的な 価値を有する社会的目標として位置づけ」られ ている。

2 改正経過

青少年保護法は、現在までに7回改正されて いる(表1)。

表1 青少年保護法の改正経過

	2002年7月23日の青少年保護法を改正した法律の名称	改正された条	主な改正点	
[1]	2003年12月27日の性的自己決定に対する罪に関する規定の改正及び他の規定の改正のための法律(Gesetz zur Änderung der Vorschriften über die Straftaten gegen die sexuelle Selbstbestimmung und zur Änderung anderer Vorschriften vom 27. Dezember 2003(BGBl. I S.3007)).	15, 18	・刑法典第131条の、「人」 に対する暴力表現の規制 が「人に類似した存在」 に拡大されたことに連動 し、「青少年に極めて有害 なメディア」の定義が拡大 された。	
[2]	2003 年 12 月 29 日の 2004 年予算関連法 (Haushaltsbegleitgesetz 2004	21	・著作権者等に対し、青少	
	(HBeglG 2004) vom 29.Dezember 2003 (BGBl. I S.3076)).		年有害メディアリストから の削除の申請及びあるメ ディアがリストに記載済 みのメディアと同じもの ではないことの確認の申 請を行う権利を認めた。	
	施行: 2004.1.1			
[3]	2004年7月23日のアルコール摂取及びタバコ喫煙の危険からの若者の保護を改善するための法律(Gesetz zur Verbesserung des Schutzes junger Menschen vor Gefahren des Alkohol- und Tabakkonsums vom 23. Juli 2004 (BGBl. I S.1857, 2600)).	9, 28	・アルコポップ*の流通規制。	
	施行: 2004.9.30			
[4]	2007年2月26日の特定の電子的な情報・コミュニケーションサービスに関する規定の統一のための法律(電子商取引統一法)(Gesetz zur Vereinheitlichung von Vorschriften über bestimmte elektronische Informations- und Kommunikationsdienste (Elektronischer-Geschäftsverkehr-Vereinheitlichungsgesetz (EIGVG) vom 26.Februar 2007(BGBl. I S. 179,251)).	1, 28	・テレメディアの定義の中で 言及していた法律及び協 定が変わったことによる改 正。	
	施行:2007.3.1			
[5]	2007年7月20日の受動喫煙の危険からの保護のための法律(Gesetz zum Schutz vor den Gefahren des Passivrauchens vom 20. Juli 2007 (BGBl. I S. 1595,1596)).	10, 28	・公共の場所での喫煙容認 禁止及びたばこ提供禁止 の規定並びに自動販売機 規制の規定中の「16 歳未満」を「18 歳未満」に。	
	施行:2007.9.1、2009.1.1			
[6]	2008年6月24日の青少年保護法を改正するための第一次法律 (Erstes Gesetz zur Änderung des Jugendschutzgesetzes vom 24. Juni 2008 (BGBL I S. 1075))		・映画ソフト、ゲームソフトの年齢表示を具体的に規定(ラベルの大きさなメディア」の定義を拡大し「全編を支配する自己を対してもなる。・有害なメディアの例示に、表いるがある。	
	施行: 2008.7.1		勧めているものを加えた。	
[7]	2008年10月31日の子どもの性的搾取及び子どもポルノの撲滅のための欧州連合理事会の枠組決定を実施するための法律(Gesetz zur Umsetzung des Rahmenbeschlusses des Rates der Europäischen Union zur Bekämpfung der sexuellen Ausbeutung von Kindern und der Kinderpornographie vom 31.Oktober 2008 (BGBl. I S. 2149)).	15,18	・刑法典に第184c条「少年 ポルノ」の規定が設けら れたことに連動し「青少 年に極めて有害なメディ ア」の定義が拡大された。	
	施行: 2008.11.5			
$\overline{}$				

^{*}アルコポップとは、蒸留酒、ワイン、ビール、果汁、砂糖などを混合した飲料。 出典:各々の改正法が掲載されている連邦法律公報(Bundesgesetzblatt)により筆者作成。

Ⅲ 公共の場所における保護

公共の場所(青少年保護法では定義されては いないが、誰もが出入りできる場所、たとえば 道路、公園、公共施設、公共交通機関、飲食店、 ディスコ、映画館等と解釈されているにおける 保護は、飲食店やディスコでの滞在、酒、たば この提供規制、酒やたばこの自動販売機の設置 制限などを内容とする(第4条~第10条)。私的 な空間での喫煙やアルコール摂取については、 親の責任であり、青少年保護法による規制はな い。公開の映画上映への参加については、メディ アからの保護の領域に含まれている。飲食店等 での滞在の容認、酒、たばこの提供、自動販売 機の設置等の責任は、店の営業経営者やイベン トの主催者に課せられている。時間の制限に違 反して青少年の滞在を認めた場合等、第4条か ら第10条までの規定への違反には、過料が課 される(第28条)。

1 飲食店、ディスコ等

飲食店等での滞在については、青少年の年齢に より、滞在を認めることのできる時間帯が細かく規 制されている。身上配慮権者(personensorgeberechtigte Person)又は養育受託者 (erziehungsbeauftragte Person) の同伴がある場合には時間の規制はな い。通例は養育受託者の同伴のみでよい。例外 は第9条第2項(飲食店等でのアルコール飲料 (蒸留酒を除く)の提供)と第11条第2項(12歳 以上の視聴が許される映画を6歳以上の児童が 視聴する場合)で、身上配慮権者の同伴が必要 である。

身上配慮権者は通例親である。ドイツでは 「親権」(elterliche Gewalt) は廃止され、「親の配 慮」(elterliche Sorge)にかわっている。民法典 第1626条は、親は未成年の子に配慮する義務 と権利を有するとし、この「親の配慮」は、身 上配慮(Personensorge)と財産に関する配慮を 含むと定めている。「養育受託者」という概念は、

青少年保護法により新たに作られたもので、身 上配慮権者との合意により一時的に養育の任務 を引き受けている者等である(第1条第1項)。 具体的には、映画館への同伴を親から依頼され た成人などを指す。

【飲食店】

飲食店法により規制される「飲食店」(Gaststättengewerbe)とは、その場で消費される飲料 や食事を提供するバーやレストランをいう(飲 食店法第1条)。テントのような移動店舗も含 まれる。ただし飲食店法では、アルコールを含 まない飲料を販売する場合、無料の試食品を提 供する場合、調理済みの食べ物を販売する場合 には営業許可を要しない(同第2条第2項)。青 少年保護法では、営業許可を要しない飲食店、 つまり、立ち飲みのコーヒースタンドやパン屋 の店頭で立ったまま食べさせる営業形態などは 規制の対象とされていない。

飲食店に滞在可能な時間は表2の通りであ る。青少年援助機関の催しや、旅行中は例外と されている(第4条第2項)。ナイトクラブの類 での滞在は禁止されている(第4条第3項)。

表2 飲食店:青少年の滞在を認めることがで きる時間帯

青少年の年齢	身上配慮権者又は養育 受託者の同伴あり	同伴なし
16 歳未満	制限なし	5 時から 23時まで
16 歳以上 18 歳未満	制限なし	5 時から 24時まで

出典:第4条第1項により筆者作成。

【公開のダンスの催し】

「公開のダンスの催し」とは、営利、非営利 を問わず、屋内(たとえばディスコ)又は屋外 で催されるダンスの催しで、不特定の人が参加 するものをいう。参加者が特定されるダンス教 室などは、「公開」ではないため含まない。「公開

のダンスの催し」への参加可能な時間は表3の 通りである。

表3 公開のダンスの催し(ディスコ等)への 参加を認めることのできる時間帯

	白月三春梅老刀	同伴なし		
青少年の 年齢	身上配慮権者又 は養育受託者の 同伴あり	原則	青少年援助 機関によるも の等	
14歳未満	制限なし	×	22時まで	
16歳未満	制限なし	×	24時まで	
16歳以上 18歳未満	制限なし	24時 まで	制限なし	

出典:第5条第1項及び第2項により筆者作成。

【ゲーム場、その他】

青少年に、ゲーム場及びゲーム場類似の場所への入場を認めてはならない(第6条第1項)。ゲーム場とは、専ら又は主に、利得(現金又は物品)付きのゲーム機又は利得付きでない娯楽用ゲーム機が設置されている店舗であり、営業するためには営業法による許可を要する。利得

が現金であるゲーム機を設置できる場所は制限されており、設置できる場所の一つがゲーム場である(「利得の可能性のあるゲーム機及び他のゲームに関する命令」第1条)。専用のゲーム機でなくとも、コンピューターがゲーム機とみなされ、コンピューターを設置した場所がゲーム場類似の場所とみなされる場合もある。ネットワークを通じて主にゲームプログラムにアクセスさせる場合などである。祭や年の市などでの景品付きのゲームは、景品が安価な品物である場合のみ青少年の参加を認めることができる(第6条第2項)。

以上に掲げたもの以外でも、青少年の発達に 有害な営業やイベントについて、所管官庁は規 制を加えることができる(第7条)。

2 酒、たばこ

酒、たばこの規制は、公共の場所での一般的な 提供規制と自動販売機での販売の規制を内容と する(表4)。

表4 青少年保護法による酒・たばこ規制

	蒸留酒類	その他のアルコール飲料	たばこ
公共の場所での提供及 び飲酒・喫煙を認める こと	18歳未満について 禁止(第9条第1項 第1号)	・14歳未満について禁止。 ・身上配慮権者の同伴のない14歳以上16歳未 満について禁止 (第9条第1項第2号、同条第2項)(なお明らか に酔っている場合は同伴があっても禁止。(飲 食店法第20条第2号))	18歳未満について禁止(第10第1項)
公共の場所での自動販 売機による販売	禁止(飲食店法第 20条第1号)	18歳未満が立入りできない場所又は18歳未満 保障されている場合を除き禁止(第9条第3項、	

*蒸留酒のうちアルコポップについての表示義務(第9条第4項)

*映画上映時の酒、たばこのCM放映は、18時を過ぎた時間帯のみ(第11条第5項)

出典:第9条、第10条等により筆者作成。

【酒】

アルコール飲料は、①蒸留酒類、②その他の アルコール飲料の2つに分けて規制されている (第9条)。

①蒸留酒類(蒸留酒、蒸留酒含有飲料、蒸留酒を少なからず含有する食品)

66 外国の立法 241 (2009.9)

蒸留酒含有飲料については、アルコールの度 数が低くてもこのグループに含める。①につい ては次の規制が課せられている。

- ・公共の場所での児童及び少年への提供並び にこれらの者に飲酒を認めることの禁止(第 9条第1条第1号)
- ・ 自動販売機での販売禁止(飲食店法第20条 第1号)

①に含まれるアルコール含有甘味飲料(アル コポップ。「表1」の注*を参照) については特に、 「18歳未満の者への販売禁止。青少年保護法第 9条」という注記が包装容器やビンのラベルに 書かれている場合にのみ流通を許す、と定めら れている(第9条第4項)。アルコポップは、青 少年への販売が禁止されているにもかかわら ず、軽い飲み物に見えることもあって若者に流 行した。政府は、「2004年7月23日のアルコー ル摂取及びタバコ喫煙の危険からの若者の保護 を改善するための法律」(表1の[3])により、ア ルコポップへの課税を強化する「若年者保護の ためにアルコール含有甘味飲料(アルコポップ) から特別税を徴収するための法律」(アルコポッ プ税法)を制定するとともに、青少年保護法を 改正して第9条第4項を挿入した。

②その他のアルコール飲料(ビール、ワイン、 りんご酒等)

②には、①より弱い、次のような規制が課さ れている。

・公共の場所での児童及び16歳未満の少年 への提供並びにこれらの者に飲酒を認めるこ との禁止。つまり、16歳及び17歳の少年へ の提供等は禁止されていない。身上配慮権者 が同伴している場合には、14歳以上16歳未 満の少年への提供等は禁じられていない。た だし飲食店法第20条第2号が、明らかに酔っ ている者へのアルコール飲料の提供を禁止し ており、これは、身上配慮権者が同伴してい る場合にも適用される。児童への提供等はい かなる場合でも禁止されている。

自動販売機での販売は、自動販売機が児童 及び少年が立入りできない場所に設置されて いる場合、又は技術的措置や常時の監視によ り児童及び少年が入手できないことが保障さ れている場合のみ許される。

【たばこ】

現在、公共の場所での児童及び少年へのたば この提供並びにこれらの者に喫煙を認めること が禁止され(第10条第1項)、児童及び少年が立 入りできない場所に設置されている場合及び技 術的措置や常時の監視により児童及び少年が入 手できないことが保障されている場合を除き、 公共の場所でのたばこ自動販売機による販売が 禁止されている(第10条第2項)。

青少年保護法の前身の一つである「公共の場 所における青少年の保護のための法律」は、児 童及び16歳未満の少年に喫煙を認めることを 禁止していたが、制定時の青少年保護法は、こ れに提供の禁止を加えた(第10条第1項。児童 及び16歳未満の少年に対する公共の場所での 提供や喫煙を認めることの禁止)。青少年保護 法は、さらに、たばこ自動販売機の規制を初め て法制化した。すなわち、第10条第2項は、児 童及び16歳未満の少年が立入りできない場所 又は技術的措置や常時の監視により児童及び 16歳未満の者が入手できないことが保障され ている場合を除き、公共の場所でのたばこ自動 販売機による販売を禁じたのである。ただし、 第2項については、これに連動する過料規定(第 28条第13号) とともに2007年1月1日の施行と し、4年近い猶予期間を設けた。他の規定の施 行はすべて2003年4月1日であった。

「2007年7月20日の受動喫煙の危険からの保 護のための法律」(表1の[5])による青少年保護 法改正により、第10条第1項及び第2項の「16 歳未満の」(上記の下線部分)が削除され、16歳及び17歳の少年を含むすべての「児童及び少年」が規制の対象となった。アルコール飲料の自動販売機と同じ規定になったわけである。施

行は、第1項の改正については2007年9月1日、 第2項の改正については2009年1月1日であっ た。以上の経緯は表5のとおりである。

表5 青少年に対するたばこ規制の経過

	青少年保護法以前	2002年7月23日の青少年保護法	2007年7月20日の受動喫煙の危険からの保護のための法律による改正
喫煙の容認	16歳未満について禁止	16歳未満について禁止	18歳未満について禁止 (施行:2007.9.1)
たばこの提供	_	16歳未満について禁止 (施行:2003.4.1)	18歳未満について禁止 (施行:2007.9.1)
自動販売機の設置	_	16歳未満が立入りできない場所 又は入手できないことが保証され ている場合を除き禁止 (施行:2007.1.1)	18歳未満が立入りできない場所 又は入手できないことが保障され ている場合を除き禁止 (施行:2009.1.1)

出典:関連法規により筆者作成。

Ⅳ メディア領域における保護

1 パッケージメディアの規制

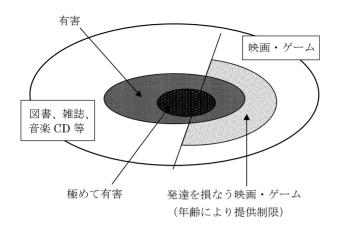
前述(I)のように、青少年保護法が対象としているのは、物的な媒体に記録された「パッケージメディア」である。パッケージメディア中の「青少年に有害な」(jugendgefährdend)ものの提供は禁止され、違反には刑事罰が科される。有害なもののうち「青少年に極めて有害な」(schwer jugendgefährdend)メディアが定義されている。

パッケージメディアのうち、映画、ゲームについては、「有害」には至らないが年齢によっては青少年の発達を「損なう」(beeinträchtigend)ものについては、青少年の利用を排除できない提供を行う場合には、州最上級官庁(通例、州の青少年省)が付した年齢区分表示に従って提供しなければならない(図2)。映画とゲームは、映像と音響の相乗効果により、青少年への刺激が強いものであるため、こうした措置がとら

れていると思われる。青少年の発達を損なうメ ディア関連の違反には過料が課される。

青少年保護法の制定を促したのは、チュー リンゲン州エアフルト市で起きた学校内乱射事 件であった。2002年4月26日に、グーテンベル ク・ギムナジウムを放校処分になった元生徒(19 歳)が同校に侵入し、事務員1名、教員12名、 生徒2名、警察官1名を射殺した後自殺した事 件である。元生徒が暴力的なコンピューター ゲームを愛好していた、と報道され、ゲーム 規制の議論が高まった。かつては年齢区分表示 の対象は映画のみであったが、青少年保護法は ゲームをも対象に加えた。同法の制定後も暴力 的なゲーム (「殺人ゲーム」 (Killerspiel)と呼ばれ る)を禁止するべきだという議論が続き、「青少 年に極めて有害なメディア」の定義を拡大する 改正が続いた(後述IV4(3)(ii)【第1回改正】【第 6回改正])。

図2 パッケージメディアの規制



出典:関連条文により筆者作成。

2 青少年の発達を損なうパッケージメディア ―映画、ゲーム

(1) 年齡区分表示

映画については、公開の上映の場合(第11条) と、映画を物的な媒体に記録したソフトウェア (以下、「映画ソフト」)とに分けて規制されてい る。映画ソフトは、ゲームプログラムを収録し たソフト(以下、「ゲームソフト」)と共に「映像 ソフト」(Bildträger)と総称され、規制されてい る(第12条)。

映画、映画ソフト、ゲームソフトについて は、「情報目的、教材目的、教育目的」のもので、 青少年の発達を「損なわない」ことが明らかで ある場合にのみ、提供者が「インフォプログラ ム | 又は「教育プログラム | と表示することがで きる(第14条第7項)。

「インフォプログラム」「教育プログラム」以 外の映画、映画ソフト、ゲームソフトは、州最 上級官庁による年齢区分表示(レイティング) が付されている場合にのみ、当該年齢層の青少 年への公共の場所での提供を許される(第11条 第1項、第12条第1項。例外は第11条第2項)。 年齢区分表示が付されないものは、州最上級官 庁が「発達を損なう」レベルを超え、「有害」の範 疇に属すると判断したメディアであり、警察に 伝達される(第14条第3項)。これらは通例、青 少年有害メディア審査会の審査を経て「青少年 に有害な」メディアとして青少年有害メディア リストに記載される。

年齢区分表示は、①年齢制限無く可、②6歳 以上可、③12歳以上可、④16歳以上可、⑤青 少年不可の5段階である(第14条第2項)。映画 ソフト、ゲームソフトの年齢区分表示の仕方に ついては、「2008年6月24日の青少年保護法を改 正するための第一次法律」(表1の[6])により、 年齢区分表示のラベルの最低面積などを具体的 に定める第12条第2項に第2文が加えられた。 改正前は、表示の具体的基準は定められておら ず、州最上級官庁が内容、大きさ等について定 めることになっていた。連邦法で最低基準が定 められたことになる。この改正は、「殺人ゲーム」 と呼ばれる暴力的なゲーム規制のためのもので (後述IV 4(3)(ii))、その一環として表示が強化 されることとなった。

年齢区分表示が付されなかったもの及び「青 少年不可! の表示が付されたものについては、 青少年への提供は禁止され、客が中に立ち入ら ない形態の販売所(キオスクや蚤の市など)で の提供、通信販売による提供、自動販売・貸付 機での提供も禁じられている。成人への提供が 許されるのは、客が中に入り、対面販売をする 小売店のみである(第12条第3項、第4項)。ただ し、後述する「青少年に有害なメディア」より は規制が緩く、陳列や宣伝は禁止されていない。

ニーダーザクセン犯罪学研究所の研究者達 は、23,000人の青少年を対象にして2005年に 実施したコンピューターゲームに関する調査を 根拠として、年齢区分表示の実効性に疑義を呈 した。この調査によれば、10歳の児童の約半数 が「16歳以上可」のゲームで遊んだ経験があっ た。14-15歳では、5分の4が「青少年不可」のゲー ムを「少なくとも時には」遊んでおり、「よく遊 ぶ」者も3分の1に上った。研究者達は、年齢区 分表示をすべき「発達を損なう」メディアと「有害な」メディアの要件をより明確にし、暴力的なゲームには年齢区分表示を付さず、青少年有害メディアリストへの記載を増やすことが青少年保護上効果的であると主張している。この調査では、青少年有害メディアリストに記載されたゲームで遊んだ者は、9年生(14-15歳)のうち2.5%にとどまっているからである。

映画ソフト、ゲームソフトの自動販売・貸付 機を設置できるのは、原則として営業上使用さ れている場所に限られる。営業外の場所、公共 の交通施設、監視の届かない場所には、年齢区 分表示が付された映画ソフト、ゲームソフトが 当該年齢層のみに利用されることが技術的に保 障されていなければ設置できない。提供できる ソフトは、上記の①から④までの表示が付され ているものである(第12条第4項。表6)。

公共の場所での青少年のモニター付ゲーム機の利用及びその設置場所も規制されている。提供できるソフトは、上記の①②の表示が付されているものである(第13条第2項。表6)。

表6 映画上映への参加の年齢制限、参加時間の制限等

公開の映画上映					公共の場所等	公共の場所等	
青少年の年齢	6 歳未満	6歳以上- 12歳未満	12歳以上- 14歳未満	14歳以上- 16歳未満	16歳以上- 18歳未満	に設置された 自動販売・貸	に設置されたモニター付ゲー
年齢区分表示		身上配慮相	権者又は養育領	受託者の同伴か	ぶない場合	付機で提供で きるソフト	ム機で提供で きるソフト
①年齢制限 無く可	身上配慮権 者又は養育 受託者の同 伴のある場 合のみ○	20時まで	20時まで	22時まで	24時まで	0	0
②6歳以上可	×	20時まで	20時まで	22時まで	24 時まで	0	0
③12歳以上可	×	× 身上配慮権 者の同伴が あれば〇	20時まで	22時まで	24 時まで	0	×
④16歳以上可	×	×	×	×	24 時まで	0	×
⑤青少年不可	×	×	×	×	×	×	×

^{*} 身上配慮権者又は養育受託者が同伴して、年齢区分表示に対応する映画上映に参加する場合には、時間の制限はない。

(出典) "Abb.9 Alterskennzeichnung und Besuch von Filmanstaltungen", Bruno W. Nikles, et al., *Jugendschutzrecht*, München: Luchterhand, 2003, S. 113 及び関連条文により筆者作成。

公開の映画上映について、年齢区分表示を付された映画の上映にのみ、対応する年齢の青少年の参加を認めることができる(第11条第1項)。その上で、参加可能な時間帯は表6の通りである(第11条第3項)。例外として、「12歳以上可」の映画の上映については、身上配慮権者の同伴があれば、6歳以上の児童も参加する

ことができる(第11条第2項)。

映画館主が年齢制限に違反して青少年の参加 を認めた場合等、第11条から第14条までの規 定への違反には、過料が課される(第28条)。

(2) 年齢区分表示のための審査を行う自主規制機関

年齢区分表示のための審査の実務は、州最上級官庁が定める州共通の手続きに従って、次の自主規制機関が行っている。

【映画、映画ソフト】

映画、映画ソフトの審査は、映画産業自主規制 機関 (Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft (FSK)) が行っている。FSKは、1949年に設立さ れた、歴史の古い自主規制機関である。2007 年に審査した映画及び映画ソフトの上映時間 の合計は677,629分であった。このうち劇場用 の映画の年齢区分の内訳は次の通りであった。 ①「年齢制限無く可」約19%、②「6歳以上可」約 18%、③「12歳以上可」約40%、④「16歳以上可」 約18%、⑤「青少年不可」約5%。ドイツの審査は 厳しいといわれることもある。たとえば、ス ティーブン・スピルバーグ監督の『ジュラシッ ク・パーク』(1993年)は「12歳以上可」に区分 されたが、英国映像審査機構 (British Board of Film Classification) の審査では「PG」(Parental Guidance. どの年齢でも鑑賞可であるが、子ど もにとって適切でないシーンを含むため親の配 慮が必要)であった。

【ゲームソフト】

家庭用のゲームソフトの審査は、エンターテインメント・ソフトウェア自主規制機関 (Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle (USK)) が行っている。USKは、法律で年齢区分表示が義務付けられる以前の1994年から、2008年までに23,250点以上のゲームソフトを審査して年齢区分を行ってきた。2008年は2,960点を審査し、年齢区分の内訳は次のとおりであった。①「年齢制限無く可」48.6%、②「6歳以上可」14.5%、③「12歳以上可」19.5%、④「16歳以上可」10.8%、⑤「青少年不可」5.3%。年齢区分表示が(注28)付されなかったソフトは1.4%(40点)であった。

営業用のモニター付ゲーム機用のソフ

トの審査は、営業用ゲーム機自主規制機関 (Automaten-Selbst-Kontrolle. ASK)が行っている。ASKは、1982年の設立から2003年3月末までに、1,200件の審査を実施していた。青少年保護法が施行された2003年4月以降2009年1月までの間に、176件の審査を行い、内訳は次のとおりであった。①「年齢制限無く可」56.3%、②「6歳以上可」20.5%、③「12歳以上可」5.1%、(注29) ④「16歳以上可」17.0%、⑤「青少年不可」1.1%。

3 テレメディアの規制

前述(I)のように、放送及びテレメディア(インターネット上のサービス)を規制するのは、青少年保護法ではなく、青少年メディア保護州間協定(以下、「協定」)である。協定に基づき、放送及びテレメディアの監督機関として「青少年メディア保護委員会」(Kommission für Jugendmedienschutz (KJM))が2003年に設立された。1997年に、青少年保護上問題のあるテレメディアを審査する機関として、州の青少年省によって共同で設立された「青少年保護ネット」(Jugendschutz.net)は、州の青少年省に加え、青少年メディア保護委員会をも補佐する任務を負うことになった(協定第18条)。

放送及びテレメディアについては、協定により、「許されない」(unzulässig)ものの提供が禁止され(協定第4条)、「発達を損なう」(entwicklungsbeeinträchtigend)ものの提供が制限されている(協定第5条)。青少年保護ネットは、協定違反と判断したテレメディアについて、プロバイダーに指摘し、KJM及び「マルチメディアサービス提供者自主規制機関」(Freiwillige Fig. 232) Selbstkontrolle Multimedia-Dienstanbieter (FSM))に伝達する。

青少年保護ネットの報告によれば、2006 年 に違法と判断したインターネットサービスは 2,625件(2005年:1,949件)で、このうちドイ ツ国内から提供されたことが確認できたのは 1,235件 (2005年:874件) であった。このうち3 分の2については、プロバイダーが同意し、ネットから削除することができた。プロバイダーの 同意が得られず、審査手続に入ったものが140 件であった。外国から提供されたサービス1,390 件(2005年:1,075件) のうち、連邦刑事庁を介入させて削除したものが341件であった。協定 違反のものの多くはポルノで、極右のプロパガンダは減少傾向にある。自殺フォーラムへの監視も強化しているという。

4 青少年に有害なメディア

「青少年に有害な」パッケージメディア及びテレメディアは、「青少年有害メディアリスト」(以下、「リスト」)に記載されなければならない(第18条第1項。放送は州法の所管であり、この規制には服さない)。

「有害なメディア」は定義されていないが、次のようなものが例として挙げられている

①不道徳なもの ②粗暴性を助長するもの ③暴力、犯罪又は人種間の憎悪へとそそのかす もの ④殺人場面及び虐殺場面のような暴力行 為をそれ自体を目的としてかつ詳細に描写する もの ⑤誤って思い込んだ正義を実現する唯一 の認められた手段として、自力制裁をすすめる もの(第18条第1項)。

④、⑤は、「2008年6月24日の青少年保護法を 改正するための第一次法律」(表1の[6])によっ て加えられた(後述IV4(3)(ii)【第6回改正】)。

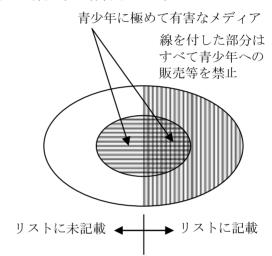
例外として、政治的、社会的又は世界観上の 内容のみを理由として記載することはできない こと、芸術、学術、研究若しくは教授に資する 場合又は公益が存在する場合は記載できないこ とが定められている(第18条第3項)。

パッケージメディアについては、リストに記載され公示された場合には、提供が厳しく制限される(第15条第1項)。青少年への販売は勿論、青少年が立入りできる場所での陳列や宣伝、青

少年が立ち入れない店以外でのレンタルも禁止 される。通信販売も、青少年の利用を排除でき ないため、禁止される。テレメディアについて は、リストに記載されたものの規制は、州法で 定める(第16条)。

有害なもののうち、「青少年に極めて有害な」 ものは、リストへの記載がなくとも青少年への 販売等が禁止される(第15条第2項)。第15条 に違反して青少年に提供した者には、刑事罰が 科される(第27条)。(図3)

図3 青少年に有害なメディア



出典:関連条文により筆者作成。

(1) 青少年有害メディア審査会

リストの管理は、連邦青少年有害メディア審査会(Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien.以下、「審査会」)が行っている。審査会は、リストへの記載や削除を決定する権限を有している(第17条)。

テレメディアは州の所管であるが、テレメディアをリストに記載する権限は連邦の機関である審査会に与えられている。テレメディアについて、審査会は、記載の前に、青少年メディア保護委員会(KJM)の意見を求める。(第21条第6項)

審査会とエンターテインメント・ソフトウェア自 主規制機関(USK)など他の審査機関との権限が 重複しないように、「6歳以上可」「青少年不可」

などの年齢区分表示がすでに付された映画、映 画ソフト、ゲームソフトは、審査の対象外とさ れている(第18条第8項)。青少年メディア保護 委員会が有害ではないとの判断を下したテレメ ディアも審査の対象外である(第18条第8項)。

リストへの記載は、申請(Antrag)、提案 (Anregung) 又は審査会の職権に基づいて行われ る。申請できるのは、連邦家族高齢者女性青 少年省、青少年問題を所管する州の最上級官 庁、青少年メディア保護委員会、州の青少年所 管官庁及び青少年福祉事務所である(第21条第 1項)。これらの機関は、リストからの削除の 申請及びあるメディアがリストに記載済みのメ ディアと同じものではないことの確認の申請を 行う権利も有する。提案は、これ以外の官庁や 民間の認可された青少年保護事業者が行う(第 21条第4項)。提案の多くは、警察関係の官庁 が行っている。

個人はリストへの記載を申請できない。個人 に対しては、有害と思われるメディアを見つけ た場合には、最寄りの青少年福祉事務所に連絡 することが奨励されている。リストからの削除 の申請及びあるメディアがリストに記載済みの メディアと同じものではないことの確認の申請 を行う権利については、著作権者等も有する(第 21条第1項)。制定時には、この、著作権者等 の権利は規定されていなかったが、「2003年12 月29日の2004年予算関連法 (表1の[2]) 第3条 の青少年保護法改正により、加えられた。

2008年中の申請(削除や確認の申請を含む) の件数は419件、提案の件数は332件、審査会 が職権により審査したのは391件であった。申 請数の多い機関は、青少年メディア保護委員会 (130件。すべてテレメディア)、ニーダーザク セン州ツェレ郡の青少年福祉事務所(75件。す べてテレメディア)であった。提案数の多い機 関は、バイエルン州刑事庁(85件。うち、ビデオ・ DVD47件、コンピューターゲーム32件)、ブラ ンデンブルク州刑事庁(59件。うちレコード・ CD等57件)であった。連邦レベルでは、連邦 憲法擁護庁が30件(図書13件、レコード・CD 等12件)、連邦刑事庁が12件(すべてレコード・ CD等) 提案を行っている。

2008年中にリストに記載されたメディアは 641点、内訳は、ビデオ・DVD・レーザーディ スク169点、雑誌28点、図書・コミック等20 点、コンピューターゲーム等43点、レコード・ レコードジャケット・CD等116点、テレメディ ア265点であった。

(2) 青少年有害メディアリスト

審査会が管理するリストは、第18条第2項に規 定するAからDまでの4部と、青少年保護法の 施行(2003年4月1日)より前に、旧法に基づい て記載されたメディアのリストであるE部から 構成されている。(表7を参照)

表7 青少年有害メディアリストの構成

	公開/非公開	記載対象メディア
A部	公開	・有害なパッケージメディア
B部	公開	・有害で頒布絶対禁止のパッケージメディア
C部	非公開	・有害なテレメディア・有害なパッケージメディアで、公示自体が青少年を害するため、A部に記載しないもの
D部	非公開	・有害で頒布絶対禁止のテレメディア・有害で頒布絶対禁止のパッケージメディアで、公示自体が青少年を害するため、 B部に記載しないもの
E部	公開	・有害なパッケージメディア(旧法に基づいて記載)

出典:関連条文等により筆者作成。

裁判所が刑法典第86条、第130条、第130a条、第131条、第184条、第184a条、第184b条又は第184c条の内容を有するとの判決を下し、その判決が確定したメディアもリストに記載される(第18条第5項)。刑法典のこれらの条は、「極めて有害なパッケージメディア」の要件としても掲げられている(これらの各条の内容は、後掲の(3)(i)表8のとおり)。

テレメディアのリスト(C部、D部)が非公開となっているのは、タイトルやURLを記載したりすると、インターネットでアクセスされてしまい、かえって危険だからである。「頒布絶対禁止」としてB部、D部に記載されるメディアは、先に挙げた刑法典各条(第184条(一般的なポルノの規制)を除く)に掲げる内容を持つと審査会が評価するものである(第18条第2項)。

青少年メディア保護州間協定第4条は、リストに記載されたテレメディアの提供や同内容の放送を禁止しているが、リストA部、C部に記載されたものについては、成人の利用のみに限定できる場合には提供を許している。

2009年2月の時点で、リストのA部、B部、E 部に記載されているパッケージメディアの内訳 は次の通りである。①映像ビデオ、DVD:2,785 点、②コンピューターゲーム、営業用ゲーム機 用のゲーム:596点、③図書等の印刷メディア:

251点、④レコード、レコードジャケット、CD 等:867点。

(3) 極めて有害なパッケージメディア

(i) 定義

「極めて有害な」パッケージメディアは、第15 条第2項の各号で次のように定義されている。 (下線については後述。(ii))

- 1.刑法典第86条、第130条、第130a条、第 131条、第184条、第184a条、第184b条又 は第184c条に掲げる内容を有するもの
- 2. 戦争を賛美するもの
- 3. 死につつある人又は重大な身体的若しくは 精神的苦痛にさらされている人若しくはさ らされていた人を、まさにこうした形式で 報告することについて重大かつ正当な利益 が存在しないにもかかわらず、人間の尊厳 を冒す方法で描写し、かつ現実の出来事を 再現するもの

3a.自己目的となった暴力の特別にリアリスティックな、残酷な、かつ刺激的な描写 を内容とし、当該描写が全編を支配しているもの

- 4. 児童又は少年を、不自然な、性を強調した 姿勢で描写するもの
- 5. 児童若しくは少年の発達にとって又は児童

若しくは少年を責任感と社会性を有する人 格へと養育する上で著しく有害であること 掲げる内容は表8のとおりである。 が明らかなもの

第1号で引用されている刑法典の各条に

表8 青少年保護法第15条第第2項第1号で引用されている刑法典の各条に掲げる内容

刑法典 第86条	憲法違反の組織又はこうした組織と同じ目的で活動する国外の組織のプロパガンダやナチスの企てを継承し進めようとする内容のプロパガンダで、その内容が自由な民主主義的基本秩序又は諸国民の協調の思想に反するもの。
第130条	国民の一部若しくは国籍、民族、宗教若しくはその民族性によって特定される集団に対する憎悪をかきたてるもの、暴力的若しくは恣意的な措置を求めるもの、又は民族の一部若しくは上に掲げる集団を冒涜し、悪意で侮蔑し若しくは中傷することにより、他の者の人間の尊厳を害するもの。公の平安を乱し得るような態様で、ナチス体制下のホロコースト等の行為を肯定し、存在しなかったと主張し、又は無害であるかのように表現するもの。
第130a条	公の平安を乱す行為、殺人、民族虐殺、重大な傷害、強盗等の重大な犯罪行為に他人を導くもの、 そうした行為を犯す用意を促進又は喚起するもの。
第131条	人若しくは <u>人に類似した存在</u> に対する残虐な若しくはその他の非人道的な暴力行為を賛美し若しくは無害であるかのように表現するというやり方で、又は、人間の尊厳を害する態様で事象の残虐性若しくは非人道性を記述するというやり方で、このような暴力行為を描写するもの。
第184条	ポルノ。
第184a条	暴力ポルノ又は人間と動物との性行為を対象とするポルノ。
第184b条	児童ポルノ。児童による性行為、児童に対する性行為又は児童の前での性行為を内容とするもの。 (「児童」は14歳未満)
<u>第184c条</u>	少年ポルノ。14歳以上18歳未満の少年による性行為、少年に対する性行為又は少年の前での性行為を内容とするもの。

出典: Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S.3322), zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 31. Oktober 2008 (BGBl. I S.2149)により筆者作成。翻訳は、主に、法務省大臣官房 司法法制部『ドイツ刑法典』2007を参考にした。(下線については後述。(ii))

刑法典での規制は各々異なっている。第184 条の一般的なポルノ以外は、成人への頒布も禁 止されている。単純所持が禁止されているのは、 第184b条の児童ポルノと、第184c条の少年ポ ルノの一部のみである。民族への憎悪や暴力の 表現が刑法典の規制の対象となっていることが 特徴的である。

(ii) 定義の拡大

「極めて有害な」の定義は、青少年保護法の 施行後、拡大されてきた。以下、青少年保護法 の改正(第1回、第6回、第7回)に伴う定義の 拡大に限ってまとめる。

【第1回改正―「人に類似した存在」に対する暴 力表現】

青少年保護法の第1回改正(2004年4月1日施 行)をもたらした「2003年12月27日の性的自己 決定に対する罪に関する規定の改正及び他の規 定の改正のための法律」(表1の[1])は、刑法典 の改正を中心としていた。刑法典の第131条は、 「人」に対する暴力表現の規定であったが、こ れに「人に類似した存在」を加えた(表8の下線 参照)。この改正により、暴力の対象が「アンド ロイド」、「人造人間」、「不死の者」であっても規 制される。姿が「人」に似ているかどうかが判 断の基準となるからである。アニメで描かれた 人間やコンピューターグラフィックによる特殊 効果を使って描かれた人間も対象となる。「物」に対する暴力は、従来通り対象外である。「人に類似した存在」を加えることは、最初に連邦議会に提出された法律案には盛り込まれていなかったが、第1読会の後法律案を付託された連邦議会の法務委員会が、第131条を改正するよう決議した。青少年保護法は刑法典第131条を引用しているため、刑法典の規制対象の拡大は、青少年保護法に連動した。

なおこの時の改正では、各種のポルノを含ん でいた刑法典第184条を整理し、一般のポルノ を第184条に、暴力ポルノ・人間と動物の性交 渉を対象とするポルノを第184a条に、児童ポ ルノを第184b条に分離して個別に定めた(この 時点では、現行法の第184c条(少年ポルノ)は 加えられていない)。また、刑法典第130条及 び第131条の内容をもつものと同様に、ポルノ については、パッケージメディアによる頒布等 のほか、放送による流布も禁じられていたが、 インターネットによる提供(メディアサービス 及びテレサービス)も禁止した(この時点での 刑法典第184c条)。なお児童ポルノについては 現実の出来事を再現するもの又は事実に近い出 来事を再現するものの単純所持も禁止されてい る(刑法典第184b条第4項第2文)。

【第6回改正―「殺人ゲーム」の規制】

第1回の改正の後も「殺人ゲーム」を禁止するべきだという議論が続いていたところ、2006年11月20日にノルトライン・ヴェストファーレン州エムスデッテン市で学校内乱射事件が起きた。ショル兄妹実科学校の卒業生(18歳)が同校に侵入し、銃を乱射、爆発物を投げ、11人に重軽傷を負わせ、自殺した事件である。この卒業生は暴力的なゲームを好み、迷彩服を着て銃を構える自身の姿をネットに掲載していた。

事件に先立つ2006年5月に、州の青少年担当 大臣と連邦家族高齢者女性青少年大臣の会議

が開かれ、2006年秋から2007年秋までの間に 青少年保護法の評価を行うことを取り決めてい た。11月にエムスデッテン事件が起きたため、 連邦政府は、ビデオゲーム及びコンピューター ゲームの分野について先に評価を行うことを決 めた。連邦家族高齢者女性青少年省及び州から 評価を委託されたハンブルク大学ハンス・ブレ ドウ・メディア研究所は2007年6月に報告書を 提出した。報告書は、ゲームの分野での青少年 保護の法制は2003年の青少年保護法制定によ り大きく改善されたが、保護をより実効性のあ るものにするために、実施体制の強化、基準の 明確化、手続きの透明化が必要であると報告し た。報告書は、青少年有害メディアリスト記載 の効果は大きいが、記載手続にかかる数週間の 間に相当数のゲームが販売されてしまうことを 指摘し、販売を暫定的に止めておく制度を示唆 している。連邦青少年有害メディア審査会とエ ンターテインメント・ソフトウェア自主規制機 関(USK)の基準を一致させること、営業を監督 する官庁、警察、州の青少年官庁の連携の強化 等も提案している。報告書はまた、暴力賛美を 禁止した刑法典第131条の適用拡大には、憲法 上の限界があり、特定のジャンルのゲームの全 面禁止は、成人の利用者への提供も規制するこ とになり、制作者の権利を侵害すると述べてい

この報告を基に「2008年6月24日の青少年保護法を改正するための第一次法律」(表1の[6])が制定された。これにより、「極めて有害なパッケージメディア」を定義する第15条第2項に第3a号が追加された((i)下線部分)。この改正は同時に、青少年有害メディアリストに記載する有害なメディア(パッケージメディア及びテレメディア)を例示する第18条第1項に、暴力描写を自己目的としているもの及び自力制裁を勧めているものを加えた。この改正は、他に、映画ソフト、ゲームソフトの年齢区分表示について、ラベルの大きさ

などを具体的に定めた(前述。IV 2(1))。

【第7回改正―少年ポルノ】

「2008年10月31日の、子どもの性的搾取及び 子どもポルノの撲滅のための欧州連合理事会の 枠組決定を実施するための法律」(表1の[7])に よる改正である。タイトルが示しているように、 「2003年12月22日の子どもの性的搾取及び子ど もポルノの撲滅のための欧州連合理事会の枠組 決定 | を国内法化するための法律である。この 枠組決定では、「子ども」は「18歳未満の者」と定 義されている(枠組決定第1条a))。また、「子ど もポルノ」は、「①実在する子ども」、「②子ども のように見える実在の人物 | 又は「③実在しな い子どものリアリスティックなイメージ」の性 的行為等を描いたものと定義されている(枠組 決定第1条b))。EU構成国は、子どもポルノに ついては、作成、頒布、提供、所持等を刑罰をもっ て禁止しなければならない(枠組決定第3条第1 項)としている。ただし、次のような場合には、 犯罪としないこともできる(枠組決定第3条第2 項)。

- ・第1条bの②の場合で、「実在の人物」が作 成時点で実際に18歳以上であったとき。
- ・ ①、②の場合で、描かれた子どもが性的行 為についての同意能力を有する年齢に達して おり、作成及び所持に同意しており、専ら子 ども本人の個人的使用のためであるとき。
- ・③の場合で、作成者が専ら個人的な使用の ために作成し、個人的に所持し、①②の子ど もポルノの素材とはならず、流布する危険が ないとき。

ポルノに関して、枠組決定とドイツの法制の 最も大きい違いは、ドイツの刑法典第184b条 の児童ポルノは、14歳未満の児童を描いたもの であり、14歳以上18歳未満を描いたポルノは 児童ポルノに含まれていなかった点である。こ れを解決するために、刑法典に第184b条とは

別に第184c条を設け、14歳以上18歳未満の少 年を描いたものを「少年ポルノ」とし、児童ポ ルノとは別に規制することとした。青少年保護 法では、「青少年に極めて有害なメディア」を定 義する第15条第2項の第1号に「刑法典第184c 条」を追加し、少年ポルノに拡大した。刑法典 が扱いを分けたのは、罰則に差があるからであ る。たとえば、前述(【第1回改正】)のように、 単純所持については、児童ポルノは、「現実の 出来事を再現するもの」の他、「事実に近い出来 事を再現するもの | の単純所持も禁止されてい るが、少年ポルノについては、「現実の出来事 を再現するもの」についてのみ単純所持が禁止 されている。

児童ポルノの定義は、青少年保護法の第1回 改正後の時点では、「児童の性的虐待を対象と するポルノ」であった。この第7回改正により、 「児童による性行為、児童に対する性行為又は 児童の前での性行為を内容とするもの」と改正 された。なお、枠組決定にも「実在しない子ど ものリアリスティックなイメージ」と明記され ているように、ドイツでは児童ポルノには、ア ニメや漫画が含まれる。

(4)ドイツは何に厳しいか?

ドイツではどのようなメディアが有害とみな されるのだろうか。青少年有害メディアリスト には、記載の理由は説明されていないが、同リ ストと共に公表されている、刑法典に違反して 押収又は没収されたメディアのリストには、違 反の内容が書かれており、ドイツの傾向を知る 手掛かりとなる。違反の内容は、民族憎悪、暴 力賛美、ハードポルノ、その他の4つに分類さ れている。その内訳は次のとおりである。

表9 刑法典違反のメディアの違反内容

メディアの種別	民族憎悪	暴力賛美	ハードポルノ	その他
ビデオ、DVD、	1 点	279点	127点	1点
レーザーディスク	0%	68%	31%	0%
劇場用映画	0点	5点	3点	0点
廖 勿用吹回		63%	38%	
CODI) Ti , To	45点	12点	25点	1点
印刷メディア	54%	14%	30%	1%
コンピューターゲーム	11点	13点	2点	0点
	42%	50%	25%	
音楽CD等	72点	13点	4点	6点
日米しり守	76%	14%	4%	6%

^{*「}音楽CD等」のうち2点は、2つのカテゴリーへの違反とされている。別個にカウントした。

映像を伴わないため当然とも言えるが、音 楽CD等の刑法典違反は「民族憎悪」に集中して いる。印刷メディアについても、「民族憎悪」は 「ハードポルノ」より多く摘発されている。ドイ ツの公安当局は、極右団体が若者を勧誘する手 段として音楽を効果的に利用していると考えて おり、取締りを強めている。2003年12月には ネオナチのバンド、「ランツァー」のメンバー3 名が「犯罪的団体」(刑法典第129条)として、べ ルリン上級地方裁判所から有罪判決を受けた。 2005年3月、連邦最高裁判所はこのうち1名の 上告をおおむね退け、3年4か月の自由刑が確 定した。青少年有害メディアリストにCDを記 載され、違憲訴訟を起こしたネオナチのバンド、 「シュプレー戦隊」に対し、連邦憲法裁判所は、 2007年9月10日、記載を合憲とする決定を下し ている。

印刷メディアを除き、刑法典違反による押収 又は没収の件数は、「暴力賛美」が「ハードポル ノ」を上回っている。これがパッケージメディ アのリストであってテレメディアが含まれてい ないことには注意しなければならないが、ドイ ツは暴力表現に厳しいといえるであろう。ただ し、前述のハンス・ブレドウ・メディア研究所 の報告書は、検察は限られた人員を児童ポルノ の摘発に重点的に投入しているため、暴力表現 の摘発は相対的に少ない、と述べている。

おわりに

「喫煙天国」といわれたドイツでも喫煙の規制は次第に強化されてきた。「常に又はときに 喫煙する」12歳以上17歳以下の男子の比率は、2001年の27.2%から2008年の14.7%へ、女子は 27.9%から16.2%へと低下している。「週1回以上飲酒をする」12歳以上17歳以下の者の比率 も、2004年の21.2%から2008年の17.4%へと低下している。

「2008年6月24日の青少年保護法を改正するための第一次法律」(表1の[6])の立法の過程で、フォン・デア・ライエン連邦家族高齢者女性青少年大臣が提案した法案の原案には、少年を「テスト購入者」(Testkäufer)として使うための規定が盛り込まれていた。これは、青少年保護法に違反して青少年に酒やたばこ、ゲームを販売した店を取り締まるために、親の同意を得て、所管官庁の職員が見守る中で、14歳以上の少年を「テスト購入者」として使うことを許す規定であった。この提案には、与党からも強い反対

^{*}元のリストには「CD-ROMソフトウェア」というメディアも5点挙げられているが省略した。」

⁽出典) "6.Beschlagnehmen/Einziehungen", Jugend Medien Schutz-Report, 1/09,2009.1,S.61-68により筆者作成。

が起こり、法案の閣議決定の前に撤回された。

当時フォン・デア・ライエン大臣が「青少年 保護法は牙のないトラ」と述べたように、ドイ ツの青少年保護法制は整っているものの、実効 性の低さが常に批判されている。特に、オンラ インゲームや、インターネット上での映画の予 告編上映など、技術の進歩が速く、連邦と州の 権限が交錯する分野での規制が課題となってい

2009年3月11日、バーデン・ヴュルテンベル ク州ヴィネンデンのアルベールヴィル実科学校 で、17歳の同校の卒業生が銃を乱射し、生徒9 人、教師3人を射殺し、逃走途中で3人を殺害 した後自殺する事件が起きた。フォン・デア・ ライエン大臣は、この事件の後、「テスト購入者」 を再度提案している。殺人ゲームの禁止問題も 再燃しているが、ショイブレ連邦内務大臣は、 答えは簡単には出せないと述べている。「我々 の自由な社会はどうあるべきか、何を変えるこ とができるのかよく考えなければならない。あ らゆるメディアについて暴力表現へのアクセス 規制をもっと強化しなければならないのだろう か。自由な社会でそれは可能なのだろうか。」 今後は法律の実施方策に重点を置く議論が進め られそうである。

注

る。

- *インターネット情報は、2009年4月13日現在である。
- (1) Bruno W. Nikles et al., *Jugendschutzrecht*, München: Luchterhand, 2003, S.3-4.
- (2) *ibid*.
- (3) Gesetz zum Schutz der arbeitenden Jugend (Jugendarbeitsschutzgesetz JArbSchG)vom 12. April 1976 (BGBl. I S. 965), zuletzt geändert durch Artikel 3 Abs. 2 des Gesetzes vom 31. Oktober 2008 (BGBl. I S. 2149). 鎌田耕一「第1部 第3章 ドイツにおける年少者・児童の労働保護法制」労働政策研究・研修機構『諸外国における年少労働者の深夜業の実態に

ついての研究』(労働政策研究報告書 No.62) 2006, pp.186-219 〈http://www.jil.go.jp/institute/reports/2006/062.htm〉に、プロイセン時代に遡る前史も含めて紹介されている。

- (4) Nikles et al., op. cit. (1), S.5.
- (5) 青少年保護法 (Jugendschutzgesetz(JuShG) vom 23. Juli 2002(BGBl. I S.2730, S.476.)) の制定 (1920年代に遡る法律である。直接的には、1950年代に制定された二つの法律を前身としている)、及び青少年メディア保護州間協定 (Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien vom 10.-27. September 2002. (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag der Länder(JMStV)) 最終改正は、2008年9月1日発効の、放送州間協定第10次改正協定によるもの。) の締結までの経緯は、戸田典子「インターネット時代の青少年保護法」『外国の立法』 216号, 2003.5,pp.152-160を参照。
- (6) ドイツでは、成人年齢は18歳であり、18歳未満は原則として結婚できないが、16歳以上の者が家庭裁判所に申請し、その者の将来の配偶者が成年に達している場合には、家庭裁判所が結婚を許すことができる(民法典第1303条)。
- (7) 芹澤齋「29「有害図書」規制と芸術表現の自由ー「ヨゼフィーネ・ムッツェンバッハ事件」ー」『ドイツの憲法判例Ⅱ』(第2版)信山社,2006,pp.191-196.これは、ポルノの要素をもつ小説の有害指定を違憲とする訴訟である。この指定自体は違憲とされた。
- (8) 山岡規雄「諸外国の憲法における青少年保護規定」『青少年をめぐる諸問題 総合調査報告書』(調査資料2008-4) 国立国会図書館調査及び立法考査局,2009.2,p.50.
- (9) Marc Liesching, Jugendschutz, München: C.H. Beck, 2004, S. 49.
- (i0) Gaststättengesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 20. November 1998 (BGBl. I S.3418), zuletzt geändert durch Artikel 10 des Gesetzes vom 7. September 2007 (BGBl. I S.2246).
- (11) Bundesministerium für Famile, Senioren, Frauen

und Jugend(以下、BFSFJ), Jugendschutzgesetz und Jugend medienschutz-Staatsvertrag der Länder, 2008, S.17.

http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Redaktion
BMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/Jugendschutz
gesetz-Jugendmedienschutz-Staatsvertrag,property=
pdf,bereich=bmfsfj,sprache=de,rwb=true.pdf>

- (12) *ibid*, S.19.
- (13) *ibid*, S.20.
- (14) Gewerbeordnung, neugefasst durch Bek,v.22.2.1999 (BGBl. I S.202), zuletzt geändert durch Art. 92 G v.17.12.2008 (BGBl. I S.2586).ゲーム場の許可については、第33i条が定めている。なお、カジノについては、連邦法である営業法の管轄ではなく、州法により定められている。
- (15) Verordnung über Spielgeräte und andere Spiele mit Gewinnmöglichkeit (Spielverordnung-SpielV) vom 6.Februar 1962(BGBl. I S.153), neugefasst durch Bek. v.27.1.2006 I S.280). この命令は、ゲーム場では、ゲーム機(利得が現金又は物品)は12㎡に1台しか設置できないこと、全体で12台までしか設置できないことなどを定めている。
- (16) BFSFJ, op.cit.(11),S.20.
- (17) 齋藤純子「海外法律情報 アルコールとタバコの 害から若者を守るための法律」『ジュリスト』1276 号,2004.10.1,p.149.
- (18) 公共の場所における青少年の保護のための法律 (Gesetz zum Schutze der Jugend in der Öffentlichkeit vom 25. Februar 1985 (BGBl. I S. 425), zuletzt geändert durch Artikel 8a des Gesetzes vom 15. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3762)). 1985年時点の同 法の解説、翻訳は、児玉嘉之・調査局ドイツ法研究 会「公共の場所における青少年保護を新たに規律す るための法律」『外国の立法』142号,1986.3,pp.55-64.
- (19) この事件の原因をめぐる議論では、テューリン ゲン州の学校制度への批判もあった。ギムナジウ ムの生徒で、アビトゥーア(大学入学資格)試験に 合格できなかった者や放校処分を受けた者は、中

- 等教育のいかなる修了証も取得することができない制度だったからである。他の州にはこうした制度はない。元生徒は放校処分を両親には告げておらず、事件が起きたのはアビトゥーア試験の日であった。元生徒の将来への絶望が事件の背景にあると推定された。事件後、生徒、親、教員によるデモも行われ、第10学年を修了すれば自動的に実科学校修了証を取得できるように州学校法が改正された。"Nach Amoklauf, Schüler fordern gerechtere Schulgesetze," Spiegel Online, 07 Mai 2002. http://www.spiegel.de/panorama/0,1518,195186,00.html; Kornelia Kirchner, "26.04.2002: Amoklauf in Erfurt," MDR Info, 26.04.2007. http://www.mdr.de/mdr-info/4406082.html)
- (20) 総務省情報通信研究所『メディア・ソフトの制作および流通の実態 調査報告書 2005-I-02』 2005,p.48 及びp.58 では、劇場用の映画、テレビ放送用の映像等を記録したものを「映画ソフト」、これらを除いたオリジナルなものを「ビデオソフト」と定義している。本稿では、「映画ソフト」という語を用いるが、総務省の定義による「ビデオソフト」も含む。 〈http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2005/2005-1-02-3.pdf〉
- (21) 2007年の文献によれば、2003年以降、年齢区分表示が付されず、リストに記載もされなかったメディアは1点のみであった。 Theresia Höznck, Christian Pfeiffer, "Verbot von "Killerspielen" ?- Thesen und Vorschläge zur Verbesserung des Jugendmedienschutzes, " ZRP, 3/2007, S.93.
- (22) *ibid.*, S. 91–92.

ゲームソフト「グランド・セフト・オート4」(GTA IV) の区分に関して同じ研究所の別の研究者達が同趣旨の批判を展開した。Florian Rehbein et al.,"Zur Einstufung des Videospiels GTA IV durch die USK mit "Keine Jugendfreigabe", *Jugend Medien Schutz-Report*, 3/08, 2008.6,S.51-58. これに対する反論は、Marc Liesching, "Warum ist die USK->KJ<-Entscheidung zum Computerspiel GTA IV >unverständlich<?,"

- Jugend Medien Schutz-Report, 4/08,2008.8,S.2-4; Wolfgang Hußmann, "GTA IV erfüllt nicht die Indizierungskriterien," Jugend Medien Schutz-Report, 4/08,2008.8, S.4.
- (23) 「5分の4」と「3分の1」を加えると1を超える。「よ く遊ぶ」者は、「少なくとも時には」遊ぶ者に含まれ ると思われる。
- (24) FSK-Statistischer Überblick. http://www.spio.de/ media content/628.pdf>
- (25) FSKのホームページによる。〈http://www.spio.de/ index.asp?SeitID=70>
- (26) British Board of Film Classification のホームページ による。 http://www.bbfc.co.uk/search/index.php
- (27) 2002年時点のものであるが、USKについては、荒 井祐介「第1章 第4節 ドイツにおけるゲームの レーティングシステム| コンピューターエンターテイ ンメントソフトウェア協会『ゲームソフトにおける レーティングシステム構築のための調査』が詳しい。
- (28) USK, Pressemitteilung, Berlin, 2. Februar 2009, Jahresbilanz 2008. Jahresbilanz 2008. http://www.usk.de/media/pdf/ 1003.pdf>
- (29) ASK, Bilanz der ASK/Übergangsvorschriften.

http://www.automaten-selbstkontrolle.de/frames.htm

- (30) 青少年メディア保護委員会は、青少年保護法では、 「青少年メディア保護のための州の中央監督機関」と 一般的に表現されている。同委員会の本部はミュン ヘン、事務所はエアフルトに置かれた。2002年に学 校内乱射事件の起きたエアフルト市は、KJMを熱心 に誘致していた。
- (31) 設立時は、メディアサービスのみを所管していた。
- ② 1997年にインターネット関連の企業によって設立 された機関で、青少年保護に関する市民からの苦情 や質問の受付等を実施している。他国の同種の機関 と共同でInternational Association of Internet Hotlines (INHOPE) を結成している。FSMのホームページに よる。
- (33) 次の雑誌記事による。"Jugendschutz im Internet:Zahl

- der erfassten Verstöße nahm um 35 Prozent zu, "Jugend Medien Schutz-Report, 3/2007,2007,6,S,2.
- (34) Lieschingによれば、取扱業者は自己の責任におい て極めて有害なメディアであるかどうかを判断しな ければならない。Liesching, op.cit.(9),S.93.
- (35) たとえばUSKによって年齢区分表示が付された ゲームソフトを、青少年有害メディア審査会はリス トに記載できないことになる。これは結果的に「記 載妨害」(Indizierungssperre)となるといわれる。USK の審査が暴力表現に対して寛容に過ぎる、という立 場の論者は、「記載妨害」に批判的である。
- (36) Bundesprüfstelle für jugendgefärdende Medien, Wegweiser Jugendmedienschutz, 2005,S.3. http://www.bundespruefstelle.de/bpjm/redaktion/ PDF-Anlagen/wegweiser-jugendmedienschutzpdf,property=pdf,bereich=bpjm,rwb=true.pdf>
- (37) Bundesprüfstelle für jugendgefärdende Medien, BPjM Statistik 2008. http://www.bundespruefstelle.de/bmfsfj/generator/ bpjm/redaktion/PDF-Anlagen/statistik-2008,property =pdf,bereich=bpjm,sprache=de,rwb=true.pdf>
- (38) *ibid*.
- (39) 青少年保護法中のメディアからの保護に関す る部分は、主に「青少年に有害な文書及びメディ アコンテンツの頒布に関する法律」(Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften und Medieninhalte in der Fassung der Bekanntmachung vom 12. Juli 1985 (BGBl. I S.1502)zuletzt geändert durch Artikel 8b des Gesetzesvom 15.Dezember 2001(BGBl. I S.3762))を引き継いでいる。
- (40) "Liste jugendgefährdender Trägermedien sowie Übersicht der beschlagnahmten/eingezogenen Medien." Jugend Medien Schutz-Report, 1/09,2009.2,S. 23-61.
- (41) これ以外にも、刑法典の関連規定の対象が拡大さ れ、連動して青少年保護法の定義も拡大される場合 もあり得るが、刑法典の改正は表現の自由の観点か ら簡単ではない。

- (42) Deutscher Bundestag, Drucksache(以下,BT-Drs.) 15 /1311, 2003.7.1, S.22.
- (43) BT-Drs.15/350, 2003.1.28.
- (44) BT-Drs.15/1311.
- (45) ドイツではインターネットで提供されるサービスについて、「テレサービス」と「メディアサービス」に区別して、前者を「テレサービス法」により、後者を「メディアサービス州間協定」によって規制してきた。この区別は従来から疑問視されており、電子商取引統一法(表1の[4])によって新たに制定された「テレメディア法」により、「テレメディア」として統一的に規制することとなった。齋藤純子「【ドイツ】インターネット法制の再編とスパムメール対策」『外国の立法』2007.4.(事務用資料)

青少年保護法は、制定時から「テレメディア」という概念を先取りして用い、両者を区別せず規制してきたが、第1条のテレメディアの定義の部分で「テレサービス法及びメディアサービス州間協定」に言及していたため、電子商取引統一法第2条で青少年保護法を改正し、この部分を「テレメディア法」に改めた。刑法典は「メディアサービス」「テレサービス」の語をそのまま用いている。

- (46) Tagung der Jugendministerkonferenz 2006.
 http://www.jugendhilfeportal.de/wai1/showcontent.asp?ThemaID=4747
- (47) BT-Drs. 16/8546, 2008.3.12, S.6.
- (48) Hans-Bredow-Institut für Medienforschung an der Universität Hamburgのプレス発表による。

"Mehr Transparenz für bessere Akzeptanz," 28.6.2007. http://www.hans-bredow-institut.de/de/ pressemitteilung/mehr-transparenz-fuer-bessereakzeptanz>

報告書本文は、Hans-Bredow-Institut für Medienfors chung an der Universität Hamburg, *Das deutsche Jugendschutzsystem im Bereich der Video und Comuterspiele, Endbericht, 28.6.2007*, 〈http://www.hans-bredow-institut.de/webfm_send/107〉

(4) 連邦政府が提出した法案の理由書は、提出の根拠

- として研究所の報告に言及しているが(BT-Drs.16/8546,S.6))、野党(自由民主党及び緑の党)は、法案が研究所の報告を無視している、と批判している(BT-Drs.16/9024,2008.4.30,S.1,4.)。
- (50) 改正法について、山口和人「【ドイツ】メディアの 暴力的描写から青少年を守るための青少年保護法改 正」『外国の立法』(月刊版) No.236-2,2008.8,p.25;渡 邉斉志「海外法律情報 ドイツ 青少年保護法の改 正」『ジュリスト』1362号,2008.9.1,p.81.
- (51) Council framework decision 2004/68/JHA of 22 December 2003 on combating the sexual exploitation of children and child pornography, OJ, No.L 13, 20.1.2004, p.44.

枠組決定とは、刑事警察及び刑事司法の領域での 欧州連合構成国の協力をすすめるための措置の一つ で、達成されるべき目的については構成国を拘束す るが、形式や方法の選択は構成国に委ねられる。構 成国又は欧州委員会が発議し、理事会の全会一致で 決定される。(欧州連合条約第34条(2)(b))

- (②) 諸外国における漫画等の児童ポルノの規制については、間柴泰治「諸外国における実在しない児童を描写した漫画等のポルノに対する法規制の例」『レファレンス』694号,2008.11,pp.47-60.
- (53) "6.Beschlagnehmen/Einziehungen," *Jugend Medien Schutz-Report*, 1/09,2009.1,S.61-68.この雑誌が把握できた範囲でのリストであると、断りがある。時効のものも含む。表7に掲げた条の他、第86a条(憲法違反の団体のシンボルの使用)、第90a条(国家とそのシンボルに対する誹謗)等への違反も含まれている。第86条は含まれていない。
- (54) Bundesamt für Verfassungsschutz, *Rechtsextremi*-stische Musik, 2007, S.8.
 - http://www.verfassungsschutz.de/de/publikationen/
 pb rechtsextremismus/>
- (55) 戸田典子「各国の青少年保護規制 ドイツ」『法律時報』947号,2004,8.p.63.
- (56) "Urteil im "Landser"-Verfahren rechtskräftig," Bundesgerichtshof, *Mitteilung der Pressestelle*, Nr.44/

82 外国の立法 241 (2009.9)

2005. 2名は上告せず、ベルリン上級地方裁判所が下 した判決(それぞれ9月、1年の自由刑で保護観察付 き、罰金及び社会奉仕)を受け入れていた。〈http:// juris.bundesgerichtshof.de/cgi-bin/rechtsprechung/ document.py?Gericht=bgh&Art=en&Datum=2005-3&Seite=5&nr=31894&linked=pm&Blank=1> 判決番号は、Aktenzeichen: 3 StR 233/04 vom 10. März 2005).

- (57) シュプレーは、ベルリンを流れる川の名前。
- (58) Bundesverfassungsgericht, Beschluss vom 10.9.2007; Az.: 1 BvR 1584/07.
- (59) Hans-Bredow-Institut für Medienforschung an der Universität Hamburg, op.cit.(48) プレス発表。
- (60) 関連文献として、齋藤純子「【ドイツ】「喫煙天国」 ドイツにおけるたばこ規制の動き」『外国の立法』 2007.2 (事務用資料);同「公共空間での禁煙に向け て連邦法案の閣議決定と全州の合意」『外国の立法』 2007.4 (事務用資料);山口和人「【ドイツ】2州の非 喫煙者保護法に連邦憲法裁の違憲判決」『外国の立 法』237-1号,2008.10.
- (61) Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung, Die Drogenaffinität in der Bundesrepublik Deutschland

2008, Alkohol-, Tabak- und Cannabiskonsum, Oktober,

http://www.bzga.de/?uid=39b2eab9e5b99c9ac3dcabb 40af3d156&id=Seite1417>

(62) "Gesetzentwurf. Jugendliche vorerst keine Testkäufer," Stern. de, 15.10.2007.

http://www.stern.de/politik/deutschland/:Gesetzentwurf- Jugendliche-Testk%E4ufer/600133.html> 州によっては、 規制する法規もないまま、子どもを「テスト購入者」 に使っている事例もある。(BT-Drs.16/9118,2008.5.7, S.2.)

- (63) "Familienministerin von der Leyen will jugendliche Testkäufer," Spiegel Online, 18. März 2009. http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,
- (64) Bundesregierung, Schäuble, Es gibt keine schnellen Antworten, 12.03.2009.

druck-613992,00.html>

http://www.bundesregierung.de/Content/DE/ Interview/2009/03/2009-03-12-schaeublephoenix.html>

(とだのりこ・社会労働調査室)

青少年保護法

Jugendschutzgesetz(JuSchG) Vom 23. Juli 2002

2008年10月31日の法律(連邦法律公報 第I部 2149頁)第3条第1項によって最終 改正された2002年7月23日の青少年保護法(連邦法律公報 第I部 2730頁)

戸田 典子訳

【目次】

第1部 総則

第1条 概念の定義

第2条 審査義務及び証明義務

第3条 規定の掲示

第2部 公共の場所における青少年保護

第4条 飲食店

第5条 ダンスの催し

第6条 ゲーム場、賭博

第7条 青少年に有害な催物及び営業経営

第8条 青少年に有害な場所

第9条 アルコール飲料

第10条 公共の場所での喫煙、たばこ製品

第3部 メディア領域における青少年保護

第1節 パッケージメディア

第11条 映画上映

第12条 映画又はゲームの映像ソフト

第13条 モニター付ゲーム機

第14条 映画、映画プログラム及びゲームプログラムの表示

第15条 青少年に有害なパッケージメディア

第2節 テレメディア

第16条 テレメディアのための特別規定

第4部 連邦青少年有害メディア審査会

第17条 名称及び権限

第18条 青少年有害メディアリスト

第19条 人員構成

第20条 推薦権を有する団体

第21条 手続

第22条 逐次に刊行されるパッケージメディア及 びテレメディアの記載 第23条 略式手続

第24条 青少年有害メディアリストの管理

第25条 法的手段

第5部 命令の授権

第26条 命令の授権

第6部 違反の処罰

第27条 罰則

第28条 過料規定

第7部 末尾規定

第29条 経過規定

第29a条 追加の経過規定

第30条 施行、失効

連邦議会は、連邦参議院の同意を得て、以下の法律を議決した。

第1部 総則

第1条 概念の定義

- (1) この法律において次のように定義する。
 - 1. 児童 (Kind) とは、14歳未満の者をいう。
 - 2. 少年(Jugendlicher)とは、14歳以上18歳 未満の者をいう。
 - 3. 身上配慮権者 (personensorgeberechtigte Person) とは、民法典の規定により、単独で、又は他の者と共同で身上配慮権を有する者をいう。
 - 4. 養育受託者 (erziehungsbeauftragte Person) とは、身上配慮権者との合意に基づき継続して若しくは一時的に養育の任務を引き受けている者又は職業訓練若しくは青少年援

国立国会図書館調査及び立法考査局

助の範囲内で児童若しくは少年の世話をし ている者で、18歳以上のすべての者をいう。

- (2) この法律にいうパッケージメディアとは、 テキスト、画像又は音響を物的な媒体上に記 録したメディアで、受渡しに適し、直接に視 聴されるか、又は映像機器若しくはゲーム機 に組み込まれたものをいう。パッケージメディ アの電子的な頒布、引渡し、提供の申込み又 は利用に供することは、放送州間協定第2条 にいう放送でない限り、物体としてのパッ ケージメディアの頒布、引渡し、提供の申込 み又は利用に供することと同等とする。
- (3) この法律にいうテレメディアとは、テレメ ディア法に基づいて伝達され、又は利用に供 されるメディアをいう。自己の又は他人のコ ンテンツを準備しておくことは、第1文にい う伝達又は利用に供することと同等とする。
- (4) この法律にいう通信販売とは、郵送又は電 子的送付による商品の注文及び発送の過程に おいて、商品提供業者と注文主との間の人的 接触なしに、又は児童若しくは少年に送付さ れないことが技術的な方法又は他の方法で保 障されることなく行われる、すべての有償の 取引をいう。
- (5) この法律の第2条から第14条までの規定 は、結婚している少年には適用しない。

第2条 審査義務及び証明義務

- (1) この法律により養育受託者の同伴が問題と される場合には、第1条第1項第4号に定める 者は、求めに応じて自らの権限を説明しなけ ればならない。主催者及び営業経営者は、疑 わしい場合には、その権限を審査しなければ ならない。
- (2) この法律により年齢制限が遵守されなけれ ばならない者は、求めに応じて適切な方法で 自らの年齢を証明しなければならない。主催 者及び営業経営者は、疑わしい場合には、そ

の年齢を審査しなければならない。

第3条 規定の掲示

- (1) 主催者及び営業経営者は、第4条から第13 条までの規定によりその営業施設及び催物に 適用される規定並びに公開の映画上映につい ては映画の年齢区分又は第14条第7項の規定 により提供者が付した表示を、明瞭に見えか つ読み取りやすい貼紙で掲示しなければなら ない。
- (2) 映画、映画プログラム及びゲームプログラ ムの年齢区分の掲示に際しては、主催者及び 営業経営者は、第14条第2項に定める表示の み使用を許される。公開の映画上映のために 映画を提供する者は、提供に際し、主催者に 対して年齢区分又は第14条第7項の規定によ り提供者が付した表示に注意を喚起しなけれ ばならない。州最上級官庁により又は第14 条第6項に規定する手続の範囲内で自主規制 機関により、第14条第2項の規定に従って表 示を付された映画、映画プログラム及びゲーム プログラムについては、予告又は宣伝に際し て、青少年を損なう(jugendbeeinträchtigend) 内容に注意を引くことは許されず、かつ青少 年を損なう方法で広告又は宣伝を行ってはな らない。

第2部 公共の場所における青少年保護

第4条 飲食店(Gaststätten)

(1) 児童及び16歳未満の少年には、身上配慮 権者若しくは養育受託者が同伴している場 合、又は5時から23時までの間に食事若しく は飲料を摂る場合に限り、飲食店に留まるこ とを認めることが許される。16歳以上の少年 には、身上配慮権者又は養育受託者が同伴し ていない場合には、24時から朝5時までの間、 飲食店に留まることを認めてはならない。

- (2) 第1項の規定は、児童又は少年が認可された青少年援助機関の催物に参加する場合又は旅行中である場合には適用しない。
- (3) 児童及び少年が、ナイトバー又はナイトクラブとして経営されている飲食店又はこれに類する娯楽施設に留まることを認めてはならない。
- (4) 所管官庁は、第1項の例外を許可すること ができる。

第5条 ダンスの催し

- (1) 身上配慮権者又は養育受託者が同伴していない場合には、公開のダンスの催しに参加することを児童及び16歳未満の少年に認めてはならず、また、16歳以上の少年には遅くとも24時までに限って認めることが許される。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、ダンスの催しが認可された青少年援助機関によって実施される場合又は芸術活動若しくは習俗の保存に資するものである場合には、児童には22時まで、16歳未満の少年には24時までに限って参加を認めることが許される。
- (3) 所管官庁は、例外を許可することができる。

第6条 ゲーム場、賭博

- (1) 児童及び少年が、公開のゲーム場又はこれ に類似した、主としてゲーム営業のための場 所に入場することを認めてはならない。
- (2) 児童及び少年が、公共の場所で利得の可能性のあるゲームに参加することは、民俗的祭礼、射撃祭、年の市、特別の市、又はこれらに類似した催物のときであって、かつ当該利得が安価な品物である場合に限り、認めることが許される。

第7条 青少年に有害な(Jugendgefährdend)催物及び営業経営

何らかの公開の催物又は営業経営から、児童

又は少年の身体的、知的又は精神的な健全性に 害が及ぶ場合には、所管官庁は、主催者又は営 業経営者が児童及び少年の参加を認めてはなら ない旨を命令することができる。この命令は、 年齢制限、時間制限又は他の制限を加えること によって危険が除去され又は顕著に軽減される 場合には、これらの制限を含むことができる。

第8条 青少年に有害な場所

児童又は少年が、その身体的、知的又は精神的な健全性に直接的な危険が及ぶおそれがある場所に留まっているときは、所管官庁又は所管機関は、危険を防止するために必要な措置をとらなければならない。必要な場合には、所管官庁又は所管機関は、当該児童又は少年に対し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 1. その場所からの退去を求めること。
- 2. 社会法典第8編第7条第1項第6号にいう 養育権者 (erziehungsberechtigte Person) に 引き渡し、又は、連絡可能な養育権者がい ない場合には、青少年福祉事務所の監護の 下におくこと。

重大な危険がある場合には、所管官庁又は所管機関は、青少年福祉事務所に対し、当該の青少年に有害な場所について通報しなければならない。

第9条 アルコール飲料

- (1) 飲食店、販売所その他公共の場所において、 次の各号に掲げることを行ってはならない。
 - 1. 蒸留酒、蒸留酒含有飲料又は蒸留酒を少なからず含有する食品を児童及び少年に対し提供し、又は児童及び少年にその飲食を認めること。
 - 2. その他のアルコール飲料を児童及び16 歳未満の少年に対し提供し、又は児童及び 16歳未満の少年にその飲食を認めること。
- (2) 第1項第2号は、少年が身上配慮権者に同

86 外国の立法 241 (2009.9)

伴されている場合には適用しない。

- (3) 公共の場所においては、アルコール飲料を 自動販売機で販売してはならない。これは、 次の各号に掲げる場合には適用しない。
 - 1. 自動販売機が児童及び少年が立入りできない場所に設置されている場合
 - 2. 自動販売機が営業に使用されている場所に設置されており、かつ技術的措置により又は常時監視することにより児童及び少年がアルコール飲料を入手することができないことが保障されている場合(注14) 飲食店法第20条第1号の効力は、この規定

によって影響を受けない。

しなければならない。

(4) アルコポップ税法第1条第2項及び第3項にいうアルコール含有甘味飲料は、「18歳未満の者への販売禁止。青少年保護法第9条」という注記が付されている場合にのみ商業的に流通させることを許される。当該注記は、商標名若しくは商品名又はこれらが存在しない場合には流通名と同じ書体並びに同じ大きさ及び色彩で、包装容器に貼付しなければならず、ビンについてはフロントラベルに記入

第10条 公共の場所での喫煙、たばこ製品

- (1) 飲食店、販売所その他公共の場所において、 たばこ製品を児童又は少年に提供してはなら ず、喫煙を認めてはならない。
- (2) 公共の場所においては、たばこ製品を自動 販売機で販売してはならない。これは、次の 各号に掲げる場合には適用しない。
 - 1. 自動販売機が児童及び少年が立入りできない場所に設置されている場合
 - 2. 技術的措置により又は常時監視すること により児童及び少年がたばこ製品を入手す ることができないことが保障されている場合

第3部 メディア領域における青少年保護

第1節 パッケージメディア

第11条 映画上映

- (1) 公開の映画上映への児童及び少年の参加は、州最上級官庁若しくは第14条第6項に規定する手続の範囲内で自主規制機関が児童及び少年の前での当該映画の上映を許可している場合、又は当該映画が、提供者により「インフォプログラム」(Infoprogramm) 若しくは「教育プログラム」(Lehrprogramm) の表示が付された、情報映画、教材映画 (Instruktionsfilm) 及び教育映画 (Lehrfilm) である場合にのみ認めることが許される。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、12歳以上の児童及び少年の視聴が許可され、かつ[訳注:年齢区分の]表示の付された映画を上映する、公開の映画上映への参加は、身上配慮権者が同伴している場合には、6歳以上の児童に対しても、認めることが許される。
- (3) 児童及び少年の公開の映画上映への参加 は、第1項の要件を損なうことなく、次の各 号に掲げる場合には、身上配慮権者又は養育 受託者が同伴しているときにのみ、認めるこ とが許される。
 - 1. 児童が 6歳未満である場合
 - 2. 6歳以上の児童が、20時を過ぎて上映が終了する映画上映に参加する場合
 - 3. 16歳未満の少年が、22時を過ぎて上映 が終了する映画上映に参加する場合
 - 4. 16歳以上の少年が、24時を過ぎて上映が終了する映画上映に参加する場合
- (4) 第1項から第3項までの規定は、撮影の記 (注16) 録媒体の種類及び再生の種類にかかわらず、 映画の公開の上映に適用する。第1項から第 3項までの規定は、予告編及び特典映像にも 適用される。第1項から第3項までの規定は、 非営利目的で製作された映画には、それが営

業に使用されない限り適用しない。

(5) たばこ製品又はアルコール飲料を宣伝する 宣伝映画又は宣伝番組は、第1項から第4項 までの規定を損なうことなく、18時を過ぎた 時間にのみ上映することが許される。

第12条 映画又はゲームの映像ソフト

(Bildträger)

- (1) 録画されたビデオカセット及びモニター付機器での再生又は遊技のために映画又はゲームのプログラムが収録された、受渡しに適した他のデータ収蔵物(映像ソフト)は、そのプログラムが州最上級官庁により又は第14条第6項に規定する手続の範囲内で自主規制機関により、児童及び少年の年齢段階に対し許可され、かつ表示が付されている場合に限り、又は提供者によって「インフォプログラム」若しくは「教育プログラム」の表示が付された情報プログラム、教材プログラム及び教育プログラムである場合に限り、公共の場所でこれらの者の利用に供することが許される。
- (2) 第1項に規定する表示に対し、映像ソフト 及びケースの上において、明瞭なラベルによ り、注意を喚起しなければならない。ラベルは、 ケース上には前面の左下に1,200平方ミリメー トル以上の面積のものを、映像ソフト上には 250平方ミリメートル以上の面積のものを貼 付しなければならない。州最上級官庁は、
 - 1. ラベルの内容、大きさ、形態、色彩及び 貼付の仕方の詳細について命令を発するこ とができ、
 - 2. 映像ソフト又はケースへの貼付の仕方の 例外を認めることができる。

映画、映画プログラム及びゲームプログラムを頒布するテレメディアの提供者は、その提供物の表示に対しわかりやすいやり方で注意を喚起しなければならない。

(3) 州最上級官庁により若しくは第14条第6項

- に規定する手続の範囲内で自主規制機関により表示が付されなかった映像ソフト、第14条第2項に規定する「青少年不可」の表示が付された映像ソフト又は第14条第7項に規定する表示が提供者により付されなかった映像ソフトについては、次の各号に掲げることを行ってはならない。
- 1. 児童又は少年に提供を申し込み、引き渡し、又は他の方法で利用に供すること。
- 2. 店舗外の小売で、キオスク若しくは顧客 が通例立ち入ることのないその他の販売所 で、又は通信販売で、提供を申し込み、又 は引き渡すこと。
- (4) 録画された映像ソフトの自動販売・貸付機は、第14条第2項第1号から第4号までに規定する表示が付された映像ソフトのみが提供されており、かつ、第14条第2項第1号から第4号までの規定によりその映像ソフトのプログラムが許可されていない年齢層の児童及び少年によっては、その映像ソフトが利用できないことが技術的措置により保障されている場合に限り、次の各号に掲げる場所に設置することが許される。
 - 1. 児童又は少年が立入りできる公共の交通 施設の構内
 - 2. 営業上又は他の職業上若しくは業務上使用されている場所の外
 - 3. 2.で挙げた場所の監督の届いていない出 入口、ロビー又は廊下
- (5) 映画プログラム及びゲームプログラムの抜粋を含む映像ソフトは、第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該抜粋が青少年を損なう内容を含まないことをいずれかの自主規制機関が確認したことを明らかにする注記が映像ソフトに付されている場合にのみ、逐次刊行物と結合した形で販売することができる。当該注記は、販売する前に、逐次刊行物及び映像ソフトに、明瞭なラベルにより貼付しな

88 外国の立法 241 (2009.9)

ければならない。第2項第1文から第3文までを 準用する。州最上級官庁は、第1文にいう保障 を、特定の提供者に与えないことができる。

第13条 モニター付ゲーム機

- (1) 児童及び少年が、公共の場所に設置されている利得の可能性のないモニター付電子ゲーム機でゲームを行うことは、身上配慮権者又は養育受託者の同伴がない場合には、そのプログラムが、州最上級官庁若しくは第14条第6項に規定する手続の範囲内で自主規制機関によりその年齢段階に対して許可され、かつ表示が付されており、又は提供者により「インフォプログラム」若しくは「教育プログラム」の表示が付されている情報プログラム、教材プログラム若しくは教育プログラムである場合にのみ認めることを許される。
- (2) モニター付電子ゲーム機は、そのプログラムが6歳以上の児童に許可され、かつ表示が付されている場合、又は第14条第7項に規定する「インフォプログラム」若しくは「教育プログラム」の表示が付されている場合にのみ次の各号に掲げる場所に設置することを許される。
 - 1. 児童又は少年が立入りできる公共の交通 施設の構内
 - 2. 営業上又は他の職業上若しくは業務上使用されている場所の外
 - 3. 2.で挙げた場所の監督の届いていない出 入口、ロビー又は廊下
- (3) モニター付ゲーム機への表示の貼付の仕方 には、第12条第2項第1文から第3文までを 準用する。

第14条 映画、映画プログラム及びゲームプログラムの表示

(1) 児童及び少年の発達又は責任感と社会性を 有する人格への養育を損なう映画、映画プ ログラム及びゲームプログラムは、それらの 者の各々の年齢段階に対し許可してはならな い。

- (2) 州最上級官庁又は第6項に規定する手続の 範囲内で自主規制機関は、映画、映画プログ ラム及びゲームプログラムに次の各号に掲げ る表示を付す。
 - 1. 「年齢制限無く可」
 - 2. 「6歳以上可」
 - 3. 「12歳以上可」
 - 4. 「16歳以上可」
 - 5. 「青少年不可」
- (3) パッケージメディアが、州最上級官庁の評価によれば、又は第6項に規定する手続の範囲内での自主規制機関の評価によれば、第15条第2項第1号から第5号までに掲げる内容を有しているとされる場合、又は第18条に規定するリストに記載されなければならないものである場合には、表示を付さない。州最上級官庁は、第15条第1項に違反すると思料される事実を、所管の刑事訴追官庁に伝達しなければならない。
- (4) 映像ソフト用又はモニター付ゲーム機用の プログラムが第18条に規定するリストに記 載されるパッケージメディアと完全に同内容 である場合又は本質的に同内容である場合に は、表示を付さない。リストへの記載の要件 が存在する場合も同様とする。疑わしい場合 には、州最上級官庁又は第6項に規定する手 続の範囲内で自主規制機関は、連邦青少年有 害メディア審査会の決定を求める。
- (5) 映像ソフト用及びモニター付ゲーム機用の映画プログラムの表示は、公開の映画上映及び当該上映用の映画と同内容の映画にも用いることができる。公開の映画上映用の映画の表示は、映像ソフト用及びモニター付ゲーム機用の同内容の映画プログラムに転用できるものとし、第4項を準用する。

- (6) 州最上級官庁は、関連業界の諸団体により 運営又は支援される自主規制機関による審査 結果に基づく、映画、映画プログラム及びゲー ムプログラムの許可及び表示のための共同の 手続を取り決めることができる。この取決め の範囲内で、自主規制機関による許可及び表 示を、いずれかの州最上級官庁がその領域の ためにこれと異なる決定をしない限り、すべ ての州の州最上級官庁の許可及び表示とする ことを決めることができる。
- (7) 情報目的、教材目的又は教育目的の映画、映画プログラム及びゲームプログラムは、児童及び少年の発達及び養育を損なわないことが明らかである場合にのみ、提供者により、「インフォプログラム」又は「教育プログラム」の表示を付すことを許される。第1項から第5項までの規定は、適用しない。州最上級官庁は、個々の提供者又は特定の映画プログラム及びゲームプログラムについて、提供者の表示の権利を排除し、提供者によって付された表示を廃棄することができる。
- (8) 映画、映像ソフト又はモニター付ゲーム機が、表示の対象となる映画プログラム又はゲームプログラムの他に、その題名、付録又はテキスト、画像若しくは音響に、児童又は少年の発達又は養育を損なう他の描写を含む場合には、表示の決定に際しこれらをも考慮に入れなければならない。

第15条 青少年に有害な(jugendgefährdend) パッケージメディア

- (1) 第24条第3項第1文の規定により青少年有 害メディアリストへの記載が公示されたパッ ケージメディアについては、次の各号に掲げ ることをしてはならない。
 - 1. 児童又は少年に提供を申し込み、引き渡し、又は他の方法で利用に供すること。
 - 2. 児童若しくは少年が立入りできる場所若し

- くは中を見ることのできる場所で陳列し、音響を発し、上映し又は他の方法で利用に供すること。
- 3. 店舗外の小売で、キオスク若しくは顧客が通例立ち入ることのないその他の販売所で、通信販売で、又は貸本業若しくは読書サークルで、他人に提供を申し込み又は引き渡すこと。
- 4. 児童及び少年が立入りできず、かつ中を 見ることのできない店での場合を除き、営 業上の貸与の方法又はこれに類似した営業 上の供与の方法で、他の者に提供を申し込 み又は引き渡すこと。
- 5. 通信販売の方法で売り出すこと。
- 6. 児童若しくは少年が立入りできる場所若しくは中を見ることのできる場所で公然と、又は[訳注:通常の]取引とは別の関連の取引においてパッケージメディア若しくはテレメディアを頒布することにより、提供を申し込み、公表し又は宣伝すること。
- 7. パッケージメディア若しくはその一部分を第1号から第6号にいう意味で利用し、 又は他人にそうした利用を可能にさせるために、製作し、購入し、供給し、保管し、又は[訳注:通信販売の方法で]売り出すこと。
- (2) 次の各号に掲げる青少年に極めて有害なパッケージメディアは、リストへの記載及び公示を要することなく、第1項に定める制限に服する。
 - 1. 刑法典第86条、第130条、第130a条、第 131条、第184条、第184a条、第184b条又 は第184c条に掲げる内容を有するもの
 - 2. 戦争を賛美するもの
 - 3. 死につつある人又は重大な身体的若しくは精神的苦痛にさらされている人若しくはさらされていた人を、まさにこうした形式で報告することについて重大かつ正当な利益が存在しないにもかかわらず、人間の尊

厳を冒す方法で描写し、かつ現実の出来事 を再現するもの

- 3a. 自己目的となった暴力の特別にリアリスティックな、残酷な、かつ刺激的な描写を内容とし、当該描写が全編を支配しているもの
- 4. 児童又は少年を、不自然な、性を強調した姿勢で描写するもの
- 5. 児童若しくは少年の発達にとって又は児童若しくは少年を責任感と社会性を有する 人格に養育する上で著しく有害であることが明らかなもの
- (3) リストへの記載が公示されたパッケージメディアと完全に同内容又は本質的に同内容のパッケージメディアは、リストへの記載及び公示を要することなく、第1項に定める制限に服する。
- (4) 青少年有害メディアリストは、営業上の宣 伝を目的として印刷し又は刊行してはならな い。
- (5) 営業上の宣伝においては、当該パッケージメディア又は同内容のテレメディアのリストへの記載の手続が行われていること又は行われていたこと注意を引いてはならない。
- (6) 提供が許される限りにおいて、営業経営者は、取引の前に、取引相手に対し、第1項第 1号から第6号までに規定する販売制限について注意を喚起しなければならない。

第2節 テレメディア

第16条 テレメディアのための特別規定

第18条に規定する青少年有害メディアリストに記載されたテレメディアのための規定は、州の法律に留保する。

第4部 連邦青少年有害メディア審査会

第17条 名称及び権限

- (1) 連邦審査会は、連邦により設置される。連 邦審査会の名称は、「連邦青少年有害メディ ア審査会」とする。
- (2) 青少年有害メディアリストへの記載及びこのリストからの削除については、連邦青少年有害メディア審査会が決定する。

第18条 青少年有害メディアリスト

- (1) 児童若しくは少年の発達にとって又は児童若しくは少年を責任感と社会性を有する人格に養育する上で有害なパッケージメディア及びテレメディアは、連邦青少年有害メディア審査会により青少年有害メディアリストに記載されなければならない。こうしたメディアとしては特に、不道徳なもの、粗暴性を助長するもの、暴力、犯罪又は人種間の憎悪へとそそのかすもの及び次の各号に掲げるメディアが挙げられる。
 - 1. 殺人場面及び虐殺場面のような暴力行為をそれ自体を目的としてかつ詳細に描写するもの
 - 2. 誤って思い込んだ正義を実現する唯一の 認められた手段として、自力制裁を勧めて いるもの
- (2) リストは次の4部から構成される。
 - 1. A部(パッケージメディアの公開リスト) には、B部、C部又はD部に分類されない すべてのパッケージメディアを記載しなけ ればならない
 - 2. B部 (頒布が絶対に禁止されるパッケージメディアの公開リスト)には、連邦青少年有害メディア審査会が刑法典第86条、第130条、第130条、第130条条、第184a条、第184b条又は184c条に掲げる内容を有すると評価したパッケージメディアを、D部に分類されない限りにおいて、記載しなければならない

- 3. C部 (メディアの非公開リスト)には、第 24条第3項第2文を基準としてリストへの 記載の公示を行わないことのみを理由と してA部に記載されないパッケージメディア及びD部に分類されないすべてのテレメディアを記載しなければならない。
- 4. D部 (頒布が絶対に禁止されるメディアの非公開リスト)には、第24条第3項第2文を基準としてリストへの記載の公示を行わないことのみを理由としてB部に記載されないパッケージメディア及び連邦青少年有害メディア審査会が刑法典第86条、第130条、第130条、第131条、第184a条、第184b条又は第184c条に掲げる内容を有すると評価したテレメディアを記載しなければならない。
- (3) 次の各号に掲げる場合には、メディアをリストに記載することは許されない。
 - 1. 当該メディアの、政治的、社会的、宗教的又は世界観上の内容のみを理由とする場合
 - 2. 当該メディアが芸術、学術、研究又は教授に資している場合
 - 3. 公益が存在する場合、ただし描写の方法 が非難されるべきものである場合はこの限 りでない。
- (4) 重要でない事例については、リストに記載しないことができる。
- (5) 裁判所が確定判決により、メディアが刑法 典第86条、第130条、第130a条、第131条、 第184条、第184a条、第184b条又は第184c 条に掲げる内容の一を有することを確認した 場合には、当該メディアは、リストに記載し なければならない。
- (6) 青少年メディア保護のための州の中央監督 機関がリストへの記載を申請した場合には、 テレメディアをリストに記載しなければなら ない。ただし、当該申請が明らかに根拠を欠

- く場合又は連邦有害メディア審査会の裁定の 実績から判断して支持できない場合は、この 限りでない。
- (7) 記載の要件が存在しなくなった場合には、 メディアは、リストから削除しなければなら ない。25年が経過した後は、リスト記載の効 力は失われる。
- (8) 第14条第2項第1号から第5号までに規定する表示を付された映画、映画プログラム及びゲームプログラムには、第1項を適用しない。特に、青少年メディア保護のための州の中央監督機関が第1項に規定する青少年有害メディアリストへの記載のための要件が存在しないという決定をテレメディアについて事前に下した場合には、第1項は、適用しない。認可された自主規制機関がテレメディアについて事前に評価を下した場合には、青少年メディア保護のための州の中央監督機関が有害メディアリストへの記載のための要件が存在するとみなす場合にのみ、第1項を適用する。

第19条 人員構成

- (1) 連邦青少年有害メディア審査会は、連邦家 族高齢者女性青少年省が任命する会長1名、 各州政府が各々1名任命する委員、連邦家族 高齢者女性青少年省が任命する複数の委員 により構成する。会長及び委員については、 各々1名以上の代理を任命しなければならな い。各々の州政府は、第1項に基づく任命権 を州最上級官庁に委譲することができる。
- (2) 連邦家族高齢者女性青少年省が任命する委員は、次の各号に掲げる人的集団から、指定された集団の推薦に基づき選出しなければならない。
 - 1. 芸術家
 - 2. 文学者
 - 3. 書籍流通業者及び出版業者
 - 4. 映像ソフト提供者及びテレメディア提供者

- 5. 民間の青少年援助事業者
- 6. 公的な青少年援助事業者
- 7. 教員
- 8. 教会、ユダヤ文化共同体及び他の公法上 の宗教団体

記録方式及び再生方式の種類にかかわらず、書籍流通業及び出版業並びに映像ソフト 提供者及びテレメディア提供者と同様の評価 活動並びに同様の販売活動を行っている人的 集団は、これらのものと同等とする。

- (3) 会長及び委員は、3年の任期で任命される。 会長及び委員が連邦青少年有害メディア審 査会における協働義務に従わなかった場合に は、任期満了前に解任することができる。
- (4) 連邦青少年有害メディア審査会の構成員は、いかなる指示にも拘束されない。
- (5) 連邦青少年有害メディア審査会は、会長、 州選出の委員3名及び第2項に掲げる集団が 各々選出する1名から成る12名の構成員の出 席により決定を行う。会議に招集された委員 又はその代理が欠席した場合には、連邦青少 年有害メディア審査会は、9名以上の構成員 の出席をもって決定を下すことができるが、 そのうち2名以上が第2項第1号から第4号 までに掲げられた集団に所属していなければ ならない。
- (6) リストへの記載の命令のためには、決定に 参加した連邦青少年有害メディア審査会構成 員の3分の2の多数を必要とする。出席者の 構成が第5項第2文に定めるものである場合 には、リスト記載のためには、7票以上を必 要とする。

第20条 推薦権を有する団体

(1) 第19条第2項に規定する推薦権は、次の各号に掲げる人的集団の内部で、次の各号に掲げる団体につき、各々1名の委員及び1名の代理により行使される。

- 1. 芸術家:ドイツ文化審議会、ドイツ美術 教員同盟、美術家ギルド、ドイツグラフィッ クデザイナー同盟
- 2. 文学者:ドイツ作家連盟、自由ドイツ著作家連盟、ドイツ著作家連盟、ドイツペンセンター
- 3. 書籍流通業者及び出版業者:ドイツ書籍 商組合、ドイツ駅舎書籍商組合、ドイツ書 籍・新聞・雑誌卸売商全国連盟、ドイツ新 聞社全国連盟、ドイツ雑誌社連盟、ドイツ 書籍商組合出版社委員会、ドイツ書籍商組 合内の雑誌出版社協議会
- 4. 映像ソフト提供者及びテレメディア提供者:ビデオ全国連盟、ドイツエンターテインメントソフトウエア連盟、映画産業中央機構、情報産業・電子コミュニケーション・ニューメディア全国連盟、ドイツマルチメディア連盟、電子取引機構、ドイツ業務用ゲーム産業連盟、IVD・ドイツビデオ店協会
- 5. 民間の青少年援助事業者:公益福祉団体 連邦協議会、ドイツ全国青少年連合、ドイ ツスポーツ青少年、児童青少年保護全国協 議会(BAJ)
- 6. 公的な青少年援助事業者:ドイツ郡会議、 ドイツ都市会議、ドイツ都市・自治体同盟
- 7. 教員:ドイツ労働総同盟内の教育学術労働組合、ドイツ教員連盟、養育・教育連盟、カトリック・ドイツ女性教員団体
- 8. 第19条第2項第8号に掲げる公法人:ド イツ連邦共和国におけるドイツ福音主義教 会評議会全権代表、ドイツ司教協議会一在 ベルリンカトリック事務局、ドイツユダヤ 人中央評議会

推薦権を行使する各団体について、1名の 委員及び1名の代理を任命しなければならな い。第1文に掲げる団体が複数の候補を推薦 する場合には、連邦家族高齢者女性青少年省 が委員を選出する。

(2) 第19条第2項に掲げる集団については、こ こに指定しない団体もまた委員及び代理を推 薦することができる。連邦家族高齢者女性青 少年省は、毎年1月連邦官報において、6週 以内に上記の推薦を寄せるよう要請する。期 限内に寄せられた推薦の中から、各々の集団 につき1名の追加の委員及び1名の追加の代 理を任命しなければならない。団体としての 独自の重要性を有しない団体又は継続的な活 動を期待できない団体については、考慮を要 しない。複数の利害関係者の推薦については、 一つの推薦にまとまる合意が得られない場合 には、抽選により決定を下すこととし、第1 項第3文の規定を準用する。連邦青少年有害 メディア審査会の業務の負担を考慮した上で 必要と判断される限り、またここに指定した 団体内部からの推薦が数の上で十分でない限 り、連邦家族高齢者女性青少年省は、他に複 数の委員及び代理を任命することができるこ ととし、第5文を準用する。

第21条 手続

- (1) 連邦青少年有害メディア審査会は、原則として申請に基づき活動する。
- (2) 申請を行う権利を有するのは、連邦家族高齢者女性青少年省、青少年問題を所管する州の最上級官庁、青少年メディア保護のための州の中央監督機関、州の青少年所管官庁及び青少年福祉事務所であり、リストからの削除の申請及びあるメディアがリストに記載済みのメディアと完全には同内容でないこと又は本質的には同内容ではないことの確認の申請を行う権利については、第7項に掲げる者も有する。
- (3) リストへの記載又はリストからの削除が考慮に値しないことが明白である場合には、会長は、手続を中止することができる。

- (4) 連邦青少年有害メディア審査会は、第2項 に掲げられていない官庁又は認可された民間 の青少年保護事業者が手続を提案し、連邦青 少年有害メディア審査会会長が当該手続の実 施が青少年保護に必要であるとみなした場合 には、職権により活動する。
- (5) 連邦青少年有害メディア審査会は、次に掲 げる各号の一に該当する場合には、会長の指 示に基づき、職権により活動する。
 - 1. あるメディアがリストに記載済みのメ ディアと完全に同内容であるか又は本質的 に同内容であるかについて疑問がある場合
 - 2. 第18条第7項第1文の規定により、リスト記載の要件が最早存在しないことが周知のこととなった場合
 - 3. 第18条第7項第2文の規定により、リスト記載の効果がなくなり、かつリスト記載の要件が依然存在する場合
- (6) テレメディアについては、リスト記載の決定の前に、連邦青少年有害メディア審査会は、青少年メディア保護のための州の中央監督機関に対し、当該テレメディアについて遅滞なく意見を表明する機会を与えなければならない。連邦青少年有害メディア審査会は、決定に際し、当該意見を十分に考慮しなければならない。青少年メディア保護のための州の中央監督機関の意見が要請後5営業日以内に連邦青少年有害メディア審査会に対して示されない場合には、同審査会は、当該意見なしに決定することができる。
- (7) 著作権者及び利用権の所有者に対し、並び にテレメディアについては提供者に対し、意 見表明の機会が与えられなければならない。
- (8) 決定は、次の各号に掲げる者に送達しなければならない。
 - 1. パッケージメディアについては著作権者 及び利用権の所有者
 - 2. テレメディアについては著作権者及び提

供者

- 3. 申請を行った官庁
- 4. 連邦家族高齢者女性青少年省、青少年 問題を所管する州の最上級官庁、青少年メ ディア保護のための州の中央監督機関

決定には、決定がもたらす頒布の制限及び 宣伝の制限を詳細に記さなければならない。 理由書は、決定に添え、又は1週間以内に送 達により送付しなければならない。

- (9) 連邦青少年有害メディア審査会は、青少年 メディア保護のための州の中央監督機関と協 力し、定期的な情報交換を行うものとする。
- (10) 連邦青少年有害メディア審査会は、第7項 に掲げる者の申請に基づき次の各号に掲げる 決定を求めて行われる手続のため、2004年1 月1日以降費用(手数料及び諸費用)を徴収す ることができる。
 - 1. あるメディアが青少年有害メディアリス トに記載済みのメディアと、完全には又は 本質的には同内容ではないことの決定
 - 2. 青少年有害メディアリストから削除する ことの決定

連邦家族高齢者女性青少年省は、連邦参議 院の同意を必要とする法規命令により、手数料 を課される事項及び手数料の額を詳細に定め る権限を与えられる。行政費用法を適用する。

第22条 逐次に刊行されるパッケージメディア 及びテレメディアの記載

- (1) 逐次に刊行されるパッケージメディアは、 12月以内に2号以上が青少年有害メディアリ ストに記載された場合には、3月から12月の 期間継続してリストに記載することができ る。日刊新聞及び政治的雑誌には、これを適 用しない。
- (2) テレメディアは、12月以内に2以上の提供 物が青少年有害メディアリストに記載された 場合には、3月から12月の期間継続してリス

トに記載することができる。第1項第2文を 準用する。

第23条 略式手続

- (1) メディアが、児童若しくは少年の発達に とって、又はそれらの者を責任感と社会性を 有する人格に養育する上で有害であることが 明らかである場合には、連邦青少年有害メ ディア審査会は、会長及び他の2名の委員(う ち1名は第19条第2項第1号から第4号に掲げ る集団に所属する者でなければならない)の 出席による略式手続により全員一致で決定す ることができる。全員一致の決定が行われな い場合には、連邦青少年有害メディア審査会 は、全体会議により決定する(第19条第5項)。
- (2) 第22条の規定によるリストへの記載は、 略式手続によって行うことはできない。
- (3) 決定に異議のある場合には、関係者(第21 条第7項) は、送達後1月以内に連邦青少年有 害メディア審査会の全体会議による決定を行 うよう申請することができる。
- (4) メディアのリスト記載後10年が経過した 後は、連邦青少年有害メディア審査会は、リ ストからの削除を、第21条第5項第2号の要 件の下に、略式手続により決定することがで きる。
- (5) リストに記載されることが確実に予測され るパッケージメディア又はテレメディアが短 期間に大量に販売され、頒布され又は利用に 供される危険が存在する場合には、リストへ の記載は、略式手続により暫定的に命令する ことができる。第2項を準用する。
- (6) 暫定的な命令は、連邦青少年有害メディア 審査会の最終的な決定をもって、遅くとも 1月以内にリストから削除しなければならな い。第1文に定める期間は、その満了の前に 最大1月延長することができる。暫定的な命 令が連邦官報に公示されなければならないも

のである限り、延長についても同様に公示し なければならない。

第24条 青少年有害メディアリストの管理

- (1) 青少年有害メディアリストは、連邦青少年 有害メディア審査会会長により管理される。
- (2) リストへの記載又はリストからの削除の決定は、遅滞なく実施されなければならない。 連邦青少年有害メディア審査会の決定が取り 消された場合又は効力を失った場合には、リストは、遅滞なく訂正されなければならない。
- (3) パッケージメディアがリストに記載される場合又はリストから削除される場合には、その旨を、根拠となる決定を示して連邦官報において公示しなければならない。当該パッケージメディアが専らテレメディアによって頒布され、又は公示が青少年保護を害する恐れがあると認められる場合には、公示を行ってはならない。
- (4) メディアが青少年有害メディアリストのB 部又はD部に記載される場合には、会長は、その旨を所管の刑事訴追官庁に伝達しなければならない。メディアの内容が刑法典中の問題となる構成要件に該当しないことが確定判決により確認される場合には、当該メディアはリストのA部又はC部に記載されなければならない。メディアをリストから削除しなければならない。メディアをリストから削除しなければならないことが考慮される場合には、会長は、連邦青少年有害メディア審査会の新たな決定を求める。
- (5) テレメディアが青少年有害メディアリストに記載され、[訳注:発信]行為が外国でなされた場合には、会長は、テレメディアの分野で認可された自主コントロール機関に対し、利用者が自主的に使用するフィルタリングプログラムへの登録を目的として、当該事実を伝達するものとする。当該伝達は、利用者が自主的に使用するフィルタリングプログラムへ

の登録を目的としてのみ行うことを許される。

第25条 法的手段

- (1) メディアを青少年有害メディアリストに記載することとした連邦青少年有害メディア審査会の決定又はリストからの削除の申請を拒否することとした同審査会の決定への不服の訴えのために、行政訴訟の途が開かれる。
- (2) メディアを青少年有害メディアリストに記載しないこととした連邦青少年有害メディア 審査会の決定及び手続きの中止に対し、申請 を行った官庁は、行政訴訟において訴えを提 起することができる。
- (3) 訴えは、連邦青少年有害メディア審査会に より代表される連邦に対して提起しなければ ならない。
- (4) 訴えは、延期の効果を有しない。訴えの提起の前に、事前手続において再審査をする必要はないが、第23条に規定する略式手続の場合には、第19条第5項の規定による構成員の出席の下での連邦青少年有害メディア審査会の決定を求めなければならない。

第5部 命令の授権

第26条 命令の授権

連邦政府は、連邦参議院の同意を必要とする 法規命令により、連邦青少年有害メディア審査 会の所在地及び手続並びに青少年有害メディア リストの管理について詳細を定める権限を与え (注23) られる。

第6部 違反の処罰

第27条 罰則

- (1) 次の行為をした者は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
 - 1. 第15条第1項第1号から第5号まで若し

くは第6号に違反して又は第2項と関連し て第1号から第5号まで若しくは第6号に 違反してパッケージメディアの提供を申し 込み、引き渡し、利用に供し、陳列し、音 響を発し、上映し、「訳注:通信販売の方 法で]売り出し、広告し、又は宣伝すること。

- 2. 第15条第1項第7号に違反して又は第2 項と関連して同号に違反して、パッケージ メディアを製作し、購入し、供給し、保管 し又は[訳注:通信販売の方法で]売り出す こと。
- 3. 第15条第4項に違反して青少年有害メ ディアリストを印刷し又は刊行すること。
- 4. 第15条第5項に違反して営業上の宣伝に おいて、同号に掲げる注意を引くこと。
- 5. 第21条第8項第1文第1号の規定による 執行可能な決定に違反すること。
- (2) 主催者及び営業経営者として次の行為をし た者も同様に処罰される。
 - 1. 第28条第1項第4号から第18号まで又は 第19号に掲げる故意の行為をし、これに より、少なくとも軽率に児童又は少年の身 体的、知的又は道徳的発達を著しく害する こと。
 - 2. 第28条第1項第4号から第18号まで又は 第19号に掲げる故意の行為を利得を求め て行い、又は頑強に繰り返し行うこと。
- (3) 次の各号に掲げる行為が過失によりなされ た場合には、刑罰は、6月以下の自由刑又は 180日分の額以下の罰金とする。
 - 1. 第1項第1号
 - 2. 第1項第3号、第4号又は第5号
- (4) 第1項第1号及び第2号並びに第3項第1号 は、身上配慮権者が児童又は少年にメディア の提供を申し込み、引き渡し又は利用に供し た場合には適用することができない。当該身 上配慮権者が提供を申し込み、引き渡し又は 利用に供することによりその養育義務に著し

く反する場合にはこの限りでない。

第28条 過料規定

- (1) 主催者又は営業経営者として、故意又は過 失により次の行為をした者は、秩序違反とする。
 - 1. 第3条第1項に違反してその営業施設又 は催しに適用される規定を掲示しないこ と、正しく掲示しないこと又は規定された 方法で掲示しないこと。
 - 2. 第3条第2項第1文に違反して表示を使 用すること。
 - 3. 第3条第2項第2文に違反して「訳注:年 齢区分又は第14条第7項の規定により提供 者が付した表示に]注意を喚起しないこと、 正しく喚起しないこと又は適時に喚起しな
 - 4. 第3条第2項第3文に違反して[訳注:広 告又は宣伝に際して、青少年に有害な内容 に]注意を引くこと、又は映画、映画プロ グラム若しくはゲームプログラムについて 広告若しくは官伝を行うこと。
 - 5. 第4条第1項又は第3項に違反して児童 又は少年に飲食店に留まることを認めるこ と。
 - 6. 第5条第1項に違反して児童又は少年に 公開のダンスの催しへの参加を認めるこ
 - 7. 第6条第1項に違反して児童又は少年に 公開のゲーム場又は同項に掲げる場所への 入場を認めること。
 - 8. 第6条第2項に違反して児童又は少年に 利得の可能性のあるゲームへの参加を認め ること。
 - 9. 第7条第1文の規定による執行可能な命 令に違反すること。
 - 10. 第9条第1項に違反してアルコール飲料 を児童若しくは少年に対し提供し、又は児 童若しくは少年にその飲食を認めること。

- 11. 第9条第3項第1文に違反してアルコー ル飲料を自動販売機で販売すること。
- 11a. 第9条第4項に違反してアルコール含 有甘味飲料を流通させること。
- 12. 第10条第1項に違反してたばこ製品を 提供し、又は児童若しくは少年に喫煙を認
- 13. 第10条第2項第1文に違反してたばこ製 品を自動販売機で販売すること。
- 14. 第11条第4項第2文との関連における同 条第1項又は第3項に違反して児童又は少 年に公開の映画上映、予告編又は特典映像 の視聴を認めること。
- 14a. 第11条第5項に違反して宣伝映画又は 宣伝番組を上映すること。
- 15. 第12条第1項に違反して児童又は少年 に対し映像ソフトを利用に供すること。
- 16. 第12条第3項第2号に違反して映像ソフ トの提供を申し込み又は引き渡すこと。
- 17. 第12条第4項又は第13条第2項に違反 して自動販売・貸付機又はモニター付ゲー ム機を設置すること。
- 18. 第12条第5項第1文に違反して映像ソフ トを販売すること。
- 19. 第13条第1項に違反して児童又は少年 にモニター付ゲーム機でゲームを行うこと を認めること。
- 20. 第15条第6項に違反して注意を喚起し ないこと、正しく喚起しないこと又は適時 に喚起しないこと。
- (2) 提供者として、故意又は過失により次の行 為をした者は、秩序違反とする。
 - 1. 第12条第2項第1文及び第2文に違反し て又は第5項第3文若しくは第13条第3項 との関連で同文に違反して表示に注意を貼 付しないこと、正しく貼付しないこと又は 適時に貼付しないこと。

- 執行可能な命令、第5項第3文若しくは第 13条第3項との関連での同号の規定による 執行可能な命令又は第14条第7項第3文の 規定による執行可能な命令に違反するこ 上。
- 3. 第12条第5項第2文に違反して注記を貼 付しないこと、正しく貼付しないこと又は 適時に貼付しないこと。
- 4. 第14条第7項第1文に違反して映画、映 画プログラム又はゲームプログラムに「イ ンフォプログラム」又は「教育プログラム」 の表示を付すこと。
- (3) 故意又は過失により次の行為をした者は 秩序違反とする。
 - 1. 第12条第2項第4文に違反して[訳注: 表示に]注意を喚起せず、正しく喚起せず 又は規定された方法で喚起しないこと。
 - 2. 第24条第5項第2文に違反して伝達を行 うこと。
- (4) 18歳以上の者が、児童又は少年による、第 1項第5号から第8号まで、第10号、第12号、 第14号から第16号まで若しくは第19号又は 第27条第1項第1号若しくは第2号に掲げる 禁止により、第12条第3項第1号に含まれる 禁止により又は第7条第1文の規定による執 行可能な命令により防止される行為をもたら し又は促進した場合には、その者を秩序違反 とする。第12条第3項第1号に含まれる禁止 については、身上配慮権者及び身上配慮権者 との合意の下で行動する者には適用しない。
- (5) 秩序違反には、50,000ユーロ以下の過料を 課すことができる。

第7部 末尾規定

第29条 経過規定

従前の法により「18歳未満不可」の表示を付 2. 第12条第2項第3文第1号の規定による された映像ソフト用の映画プログラムには、第 18条第8項第1文を「第14条第2項第1号から第 5号まで」という文言に代えて「第14条第2項第 1号から第4号まで」という文言を用いて適用す る。

第29a条 追加の経過規定

第12条第1項に規定する表示を付された映像 ソフトは、その表示が第12条第2項第1文の要 求を満たしているものの第12条第2項第2文の 要求を満たしていない場合には、2008年8月31 日まで流通させることを許される。

第30条 施行、失効

- (1) この法律は、放送及びテレメディアにおける人間の尊厳の保護と青少年保護に関する州間協定の発効の日に施行する。同時に、2001年12月15日の法律(連邦法律公報 第 I 部3762頁)の第8a章により最終改正された1985年2月25日の公共の場所における青少年の保護のための法律(連邦法律公報 第 I 部 425頁)並びに2001年12月15日の法律(連邦法律公報 第 I 部 3762頁)の第8a章により最終改正された1985年7月12日公布の文言による青少年に有害な文書及びメディアコンテンツの頒布に関する法律は失効する。連邦家族高齢者女性青少年大臣は、この法律の施行の日付を連邦法律公報で公示する。
- (2) 第1項第1文の規定にかかわらず、第10条 第2項及び第28条第1項第13号は2007年1月 1日に施行する。

注

(1) 青少年保護法の前身の一つである、公共の場所における青少年保護のための法律(JÖSchG 第2条第2項)では、「養育権者」(Erziehungsberechtigter)という語を用い、身上配慮権者と、身上配慮権者との合意に基づき養育や世話を委託された者とを含めていた。社会法典第8編第7条第1項第6号は、「養育権者」

(erziehungsberechtigte Person)の語に、身上配慮権者及び身上配慮権者との合意により一時的にではなく、また個々の任務に特定せず身上配慮を引き受けた、18歳以上の者とを含めている。基本法第6条第3項では「養育権者」(Erziehungsberechtigte)が身上配慮権者の意味で用いられている。混乱を避けるためにこの法律ではこの語を用いていないが、第8条では、社会法典を引用しているため「養育権者」という語が登場する。

(2) PCや携帯電話など複数の機能をもつ機器で利用されるメディアは、利用方法によってパッケージメディア又はテレメディアとなる。Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (以下、BFSFJ), *Jugendschutzgesetz und Jugendmedienschutz-Staatsvertrag der Länder*, 2008, S.9.

http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Redaktion
BMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/Jugendschutz
gesetz-Jugendmedienschutz-Staatsvertrag,property
=pdf,bereich=bmfsfj,sprache=de,rwb=true.pdf>

- (3) 「提供を申し込む」(anbieten) は、販売するべく陳列したり、寄贈を申し込むことをさす。
- (4) 「利用に供する」(zugänglich machen) とは、販売、 貸与、その他何らかの方法で内容を視聴できるよう にするという意味である。
- (5) Staatsvertrag für Rundfunk und Telemedien (Rundfunkstaatsvertrag - RStV -) vom 31. August 1991, zuletzt geändert durch den Zehnten Rundfunkänderungsstaatsvertrag vom 19. Dezember 2007 (GVBI S. 2008, 161)

http://www.verwaltung.bayern.de/Titelsuche-.116.htm?
http://www.verwaltung.bayern.de/Titelsuche-.116.htm?

- (6) Telemediengesetz vom 26. Februar 2007 (BGBl. I S. 179), geändert durch Artikel 2 des Gesetzes vom 25. Dezember 2008 (BGBl. I S. 3083). 同 法については、解説の注45を参照。
- (7) 公共の場所における青少年保護のための法律(前 掲注1参照)第7条第2項第3号は、青少年への提供

- を制限されるメディアの通信販売は成人に販売する 場合であっても一律に禁止していた。この法律では 規制を緩和している。
- (8) 「公開の映画上映」とは、映画館だけではなく、屋外での映画上映、レストランでの映画上映など誰でも入場できる催しをいう。Bruno W. Nikles et al., *Jugendschutzrecht*, München: Luchterhand, 2003, S.83.
- (9) 予告、宣伝においては「青少年に有害」といった直接的な表現のほか、「際限のない残虐さ」「タブーのない性」といった表現も禁止される。Marc Liesching, *Jugendschutz*, München: C.H.Beck, 2004, S.22.
- (10) 原文は「1つの食事又は1つの飲料」となっている。これは、文字通り「1杯だけ」ということではなく、次々に注文することによって滞在を恣意的に延ばしてはならず、実際の飲食の時間に限るべきである、という意味であると解されている。Nikles et al, op.cit.(8), S.47.
- (II) 「芸術活動」とは、たとえば青少年が出演するバレエ上演をさす。BFSFJ, op.cit.(2), S.19.
- (12) ゲーム場については、解説(Ⅲ1)を参照されたい。
- (i3) 販売所とは、あらゆる形態の店舗、ガソリンスタンド、キオスクなどをいう。市場の屋台も含む。 閉店法 (Gesetz über den Ladenschluß in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Juni 2003 (BGBl.I S. 744), zuletzt geändert durch Artikel 228 der Verordnung vom 31. Oktober 2006 (BGBl. I S. 2407)) 第1条に定義がある。
- (14) 飲食店法(Gaststättengesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 20. November 1998 (BGBl. I S.3418), zuletzt geändert durch Artikel 10 des Gesetzes vom 7. September 2007 (BGBl. I S.2246).)第20条第1号は、蒸留酒又は蒸留酒含有度の高い食品を自動販売機により販売することを禁止している。
- (15) Gesetz über die Erhebung einer Sondersteuer auf alkoholhaltige Süßgetränke (Alkopops) zum Schutz

- junger Menschen(Alkopopsteuergesetz AlkopopStG) vom 23. Juli 2004 (BGBl. I S. 1857).
- (16) セルロイドの映画フィルム、磁気テープ、デジタ ル媒体などを問わず、という意味。
- (17) 音声と画像を伴うオーディオビジュアルな再生、 画像のみの再生を問わず、という意味。スライド上 映が映画に含まれるか否かは議論がある。Nikles et al, *op.cit*.(8), S.85.
- (18) 原語はBeiprogramm。映画のDVDに本編とともに 収録されている、インタビュー、劇場用予告編、メ イキング・オブなどのこと。Zusatzprogrammともい う。(映画産業自主規制機関(FSK)への問い合わせに よる。)
- (19) ネットオークションを含むインターネットでの映像ソフトの販売を意味している。
- (20) レンタルビデオ店等に設置される、映像ソフトを 販売、レンタルし、一部を見せる機器が想定されて いる。
- (21) 「重要でない」かどうかは、裁判所の判断に服する。 頒布の範囲が限定的で、青少年の目にふれないケー ス等が想定されている。Nikles et al, op.cit.(8),S.151.
- (22) Verordnung über die Erhebung von Gebühren durch die Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien (GebO-BPjM) vom 28. April 2004 (BGBl. I S. 691). が定められている。
- (23) Verordnung zur Durchführung des Jugendschutzgesetzes vom 9. September 2003 (BGBl. I S.1791), geändert durch Artikel 4 Abs. 56 des Gesetzes vom 5. Mai 2004 (BGBl. I S. 718)が定められている。連邦青少年有害メディア審査会の所在地はボンと定められている。
- (24) BGBI.2003 I S.476 で施行日(2003年4月1日)が 公示された。

(とだのりこ・社会労働調査室)